

阿見町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（平成 26 年度～令和 10 年度）



平成 2 7 年 3 月策定

令和 2 年 3 月中間見直し

阿 見 町

目 次

第1章 計画策定における基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	3
4. 適用範囲	4
第2章 阿見町の概況	5
1. 位置・地勢	5
2. 気候	6
3. 沿革と特徴	6
4. 人口・世帯の推移	7
5. 産業	8
第3章 ごみ処理の現状と課題	9
1. ごみ処理の現状	9
1) ごみ処理の概要	9
2) ごみ排出の状況	10
3) ごみの減量・資源化	17
4) 収集運搬の概要	26
5) 中間処理の概要	30
6) 最終処分の概要	54
7) ごみ処理に関する経費	65
2. ごみ処理の課題	67
1) 前回計画の達成状況	67
2) ごみ処理の課題	69
第4章 ごみ処理基本計画	73
1. 基本理念・基本方針	73
2. 基本目標	74
3. ごみの減量・資源化計画	80
4. 収集運搬の計画	81
5. 中間処理の計画	82
6. 最終処分の計画	83
7. その他の事項	84
8. 計画の進行管理	88

第1章 計画策定における基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本町においては、平成12年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまで資源循環型社会を目指したリサイクルシステムを構築するため、ごみの排出抑制・資源化・再利用を促進してきました。

私たちの日常生活や事業活動において、ごみの排出は避けて通ることはできません。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムにより、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。

このような状況にあるなか、国では循環型社会形成基本法の制定をはじめ、各種廃棄物関係法令の整備が進められています。これら法体系の下で、廃棄物の発生・排出を抑制するとともにリサイクルの取り組みを進め、循環型社会^{*}の構築を目指していく必要があります。そのためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことが不可欠となっています。

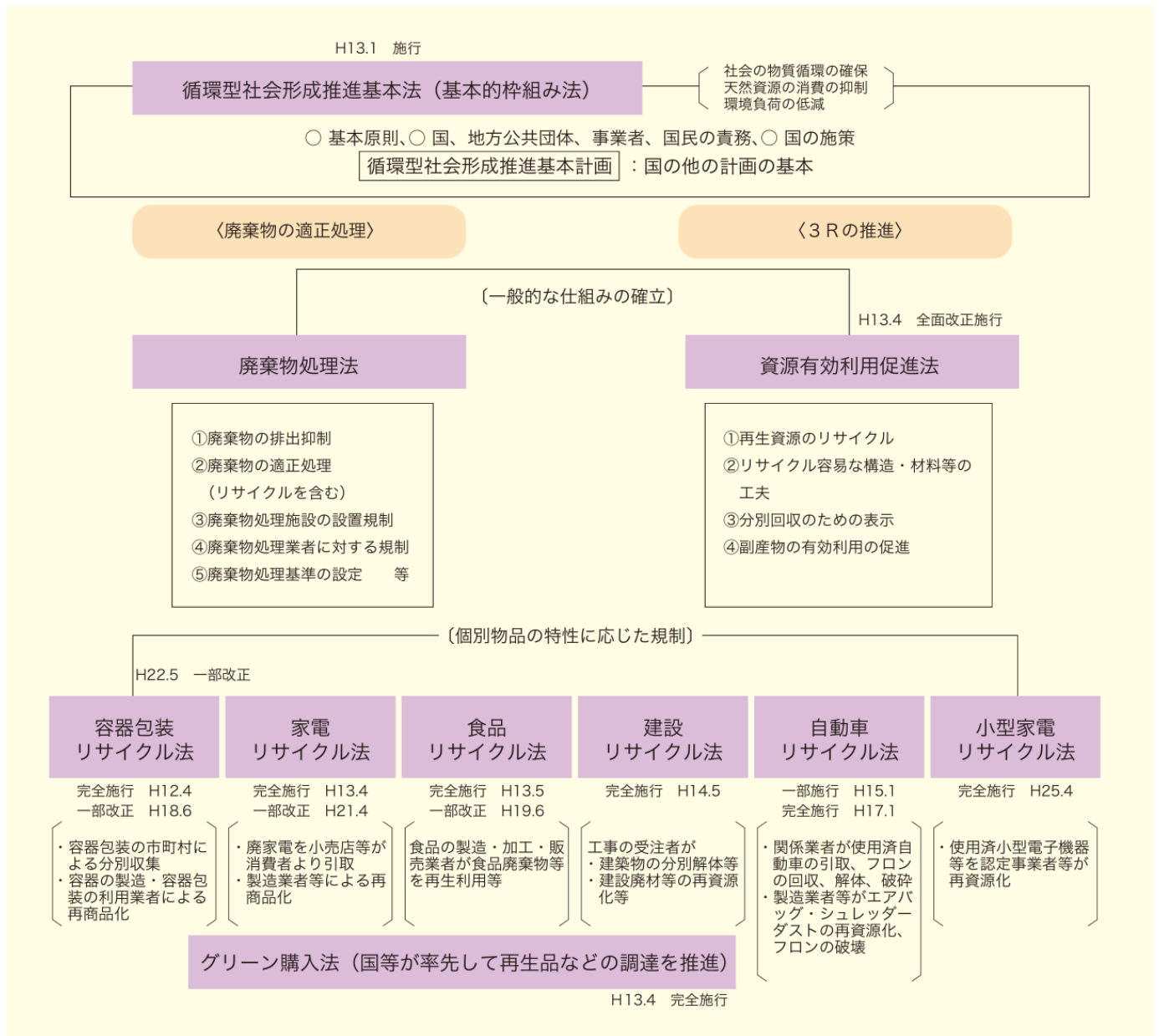
私たち一人ひとは、このような廃棄物行政を取り巻く背景を踏まえ、更なるごみ減量とリサイクルの取り組みを進め、限られた資源を有効に利用することや低炭素社会の構築に貢献することが重要です。また、本町では社会経済情勢や町民ニーズの様々な変化に的確に対応することが求められており、ごみの適正処理体制の構築に当たっては、ごみ量などに応じて最適化するとともに、経済性を考慮しなければなりません。

よって、循環型社会形成の構築に向けた「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、町民・事業者・行政による協力体制を深め、より実効性のあるごみ減量化・リサイクルの取り組みを進めていく必要があります。

※「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会です。

循環型社会形成推進基本法第2条によれば、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」とされています。

図 1.1.1 循環型社会形成推進のための法体系



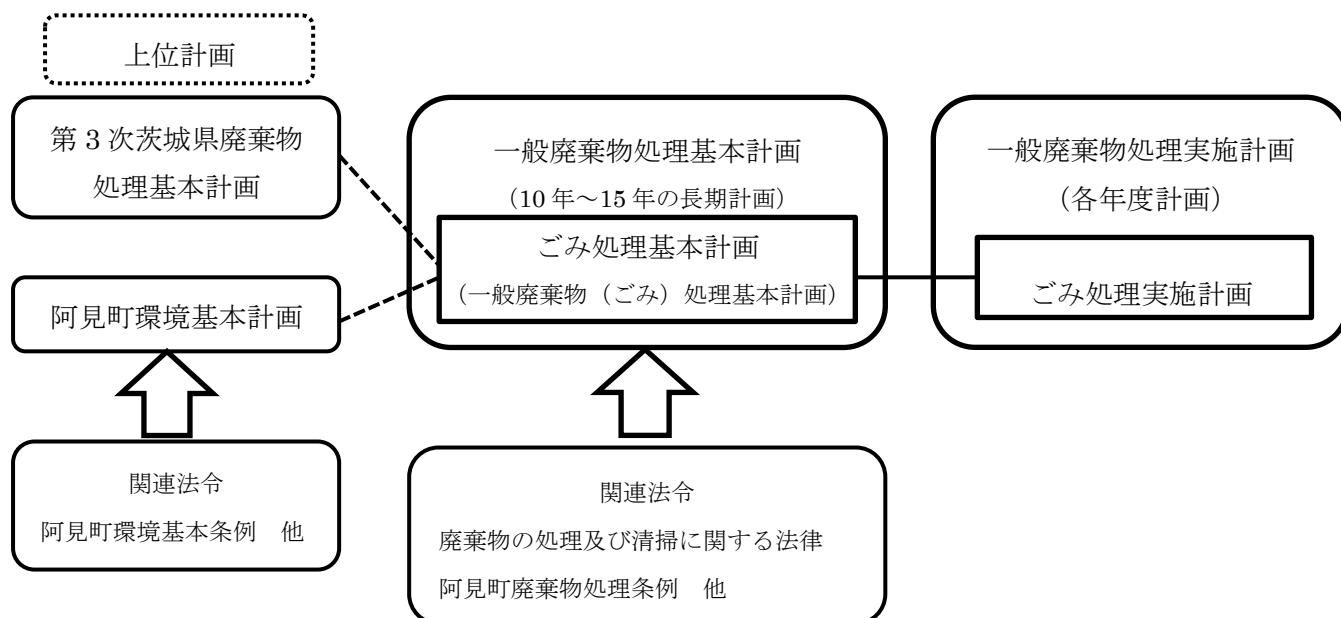
資料：経済産業省

2. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理に関する計画は、図 1.2.1 に示すように、長期的視点で見る「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の促進、収集・運搬、処分等について定める「一般廃棄物処理実施計画」の2つの計画から構成されています。

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のごみ処理及び生活排水処理に関する内容のうち、ごみに関する部分を取りまとめたもので、町が長期的・総合的な視点に立ち、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

図 1.2.1 一般廃棄物処理計画の構成



3. 計画期間

平成 26～令和 10 年度の 15 年間とします。

※計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画の見直しを随時行うものとする。

表 1.3.1 計画期間

計画初年度	中間目標年度	最終目標年度
平成 26 年度	平成 30 年度	令和 10 年度

4. 適用範囲

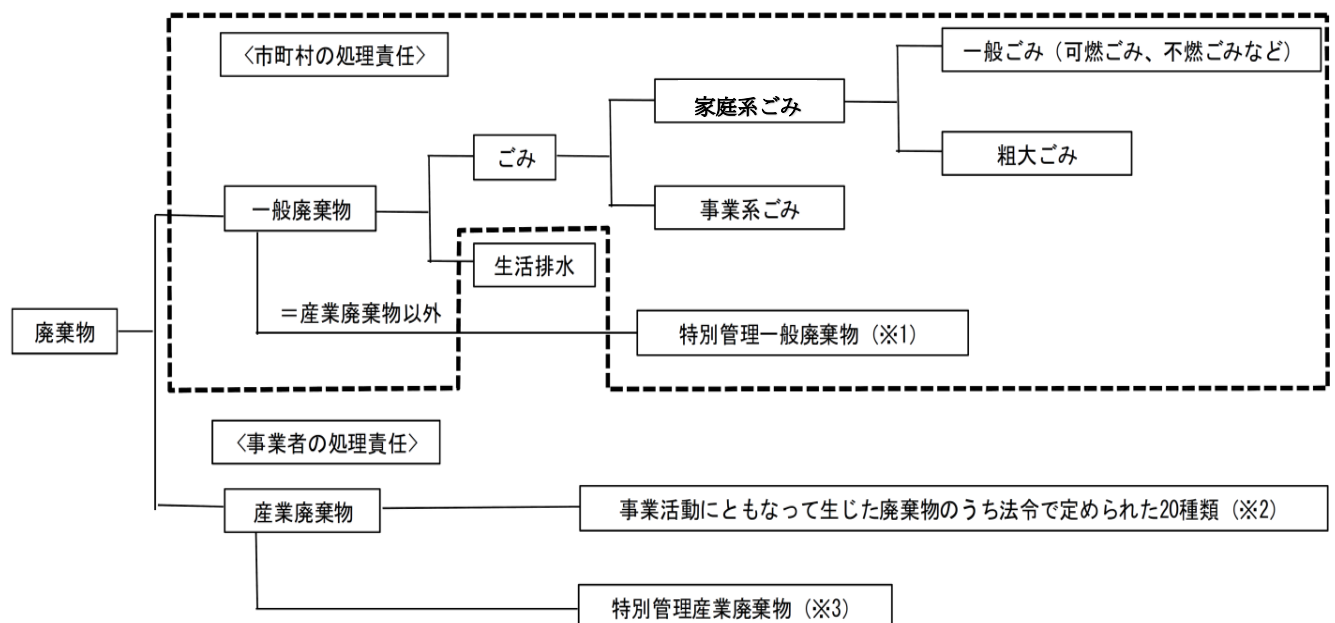
1) 対象地域

本町内全域とします。

2) 対象となる廃棄物

廃棄物の区分は図 1.4.1 に示すように、廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。本計画における対象廃棄物は、本町内全域から排出される一般廃棄物（し尿は除く）とします。

図 1.4.1 廃棄物の区分



注記※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴミくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

資料：環境省

1. 位置・地勢

本町は茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南に面しています。首都東京へは南に約60km, 県都水戸へは北に約40km, 成田国際空港へは東南に約30km の位置にあり、東京、水戸へはＪＲ常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあります。

総面積は71.39km²（湖水面6.42 km² を含む）、東西に11km、南北に9km の広がりを持ち、平均海拔は21m と概ね平坦な地形となっています。

地勢については、谷津が台地部に複雑に入り組んだ地形が特徴で、台地部を中心に市街地が形成されています。霞ヶ浦に接する湖岸沿いは沖積層の低湿地で、中央から西部、南部にかけては関東ローム層の稲敷台地（主に畑・山林）で構成されています。

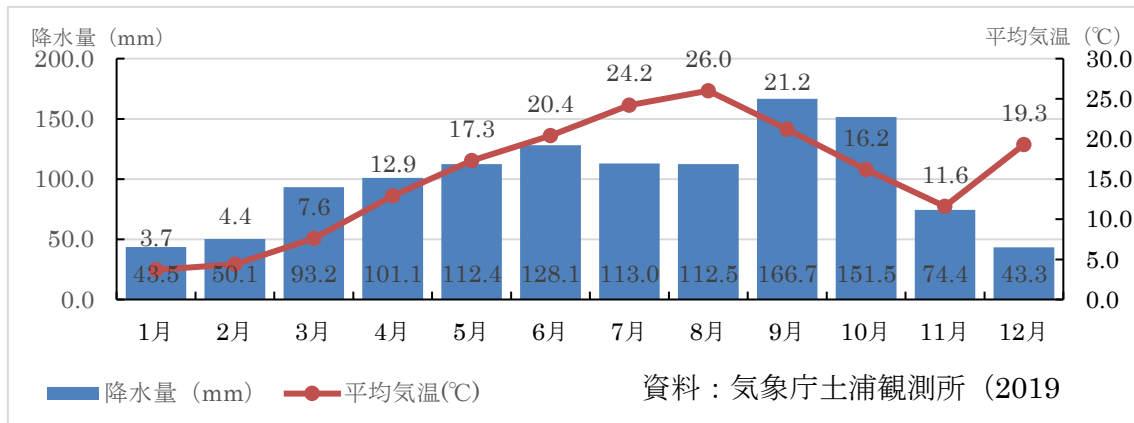
図2.1.1 阿見町の位置図



2. 気候

霞ヶ浦の南に面し、周辺に緑豊かな環境が残っているため、積雪も少なく年間を通じて気候も穏やかです。また、自然災害の比較的小さい地域です。

図2.2.1 月別降水量・平均気温の状況



3. 沿革と特徴

霞ヶ浦を始めとする豊かな自然に恵まれた本町は、旧石器時代の遺跡や縄文時代中期の貝塚などが点在し、古代より人の営みがあった地域です。近代に入り明治22年には、本町の旧村である阿見、朝日、君原、舟島の4村が誕生し、明治時代の後期には、台地部の阿見原において開拓が進められ、次第に豊かな農村地帯に生まれ変わっていきました。また、大正時代に入ると、阿見原に霞ヶ浦海軍航空隊が設置され、昭和14年には海軍飛行予科練習部（予科練）、翌年に土浦海軍航空隊が設置されるに至り、海軍のまちとして全国的に知られるようになりました。昭和30年に旧4町村（阿見町、朝日村、君原村、舟島村の一部）が合併し現在の阿見町となりました。その後、昭和47年には筑見団地や阿見台団地が完成するなど、次々と住宅団地の開発が進み、昭和55年の福田工業団地を始め、筑波南第一工業団地（香澄の里）、阿見東部工業団地も造成され、現在に至ります。発展目覚ましい茨城県内にあって、とりわけ急速な発展を遂げた県南地域に位置する本町は、豊かな自然環境のなかであって職・住と自然が調和した町として発展を続けてきました。

本町の特徴としては、昭和23年から立地している学校法人東京医科大学茨城医療センター（旧東京医科大学霞ヶ浦病院）を始め、国立大学法人茨城大学農学部や茨城県立医療大学など、医療や教育に関連する優れた機関の集積があげられます。また、平成19年には首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通に伴い、インターチェンジが2箇所設置されたことにより、交通利便性が一層高まったことで、更なる発展が期待されています。

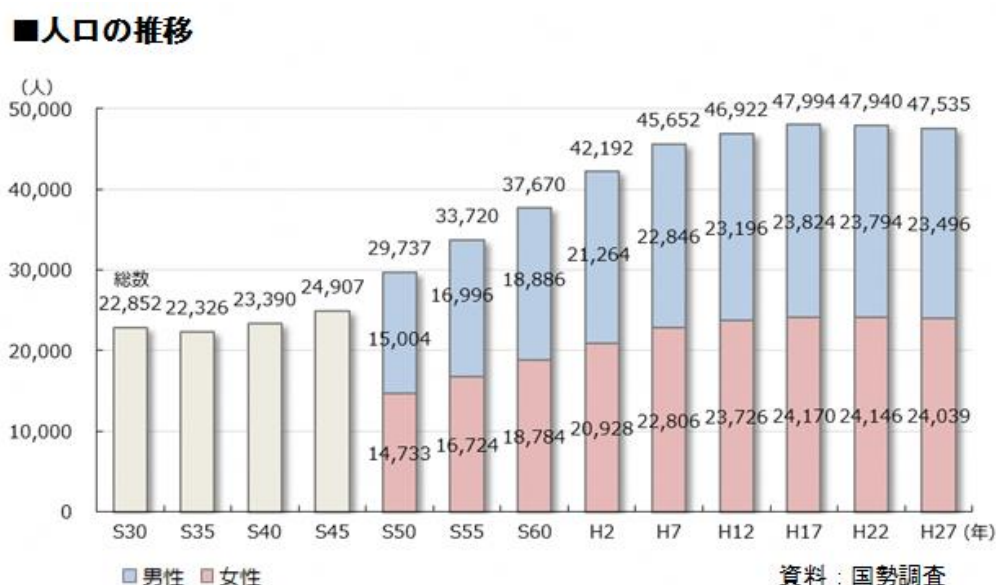
県内他市町村と比較した特徴としては、財政力指数や、1人あたりの市町村民所得、製造品出荷額などが上位につけており、経済的に比較的豊かであると言えます。また、人口あたりの医師数、看護師数も非常に多いことから、医療環境に恵まれていると言えます。

4. 人口・世帯の推移

平成27年10月1日現在の人口（平成27年国勢調査）は47,535人、世帯数は18,801世帯です。また、令和2年2月1日現在（常住人口調査）の人口は47,754人、世帯数は19,955世帯です。

昭和30年からの人口の推移をみると、昭和45年から平成7年までは急増し、その後も平成17年まで微増傾向にありましたが、それ以降は横ばい傾向にあります。また、世帯数は増加傾向ではありますが、世帯の小規模化が進んでいます。

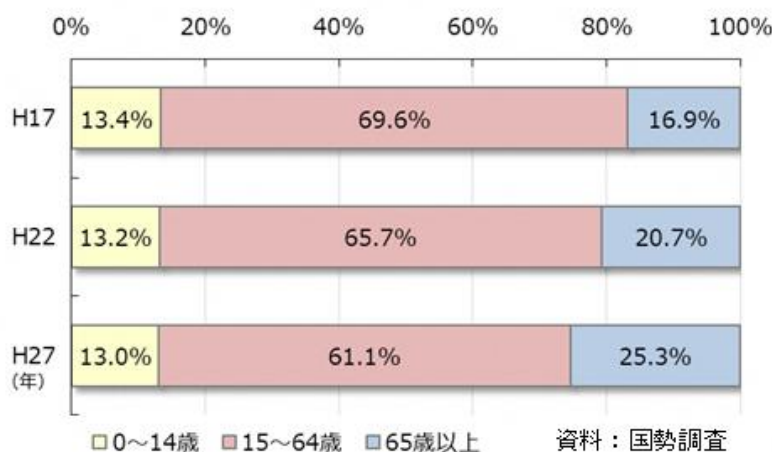
図2.4.1 男女別人口の推移



年齢3区分別の人口の推移をみると、0歳～14歳の割合は、平成17年から平成22年の間で、0.2ポイント減少をしており、平成22年から平成27年の間では、同様に0.2ポイントの減少になっております。一方で、65歳以上の割合は、平成17年から平成22年の間で、3.8ポイント増加しているのに対して、平成22年から平成27年の間では、4.6ポイント増加し、高齢者の増加傾向が顕著になっています。人口がほぼ横ばいであることから、地域産業を担い都市の活力を支える年齢層（15歳～64歳の生産年齢人口）が減少していることがわかります。

図2.4.2 年齢別人口割合の推移

■年齢別人口構成の推移



5. 産業

15歳以上の就業者数は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成17年から平成22年の間で減少に転じ、平成27年現在23,297人で、総人口の49.0%となっています。

これを産業分類別にみると、第3次産業就業者の比率が66.4%で最も多く、第1次産業就業者はわずかに3.7%となっており、茨城県内と比較して第1次産業就業者割合が低い傾向がみられます。また、労働力人口の推移をみると、就業者と同様に平成22年には減少に転じています。その内訳をみると、15歳～64歳までの労働力人口が減少し、65歳以上の労働力人口は増加しています。

年齢3区分の人口でみたように、人口構成比における高齢者の増加に伴い、就業者の高齢化、労働力人口における高齢化率が高くなっていることがわかります。

図2.5.1 産業別就業者数の推移

■産業分類別就業者数の推移



図2.5.2 労働力人口推移

■労働力人口の推移





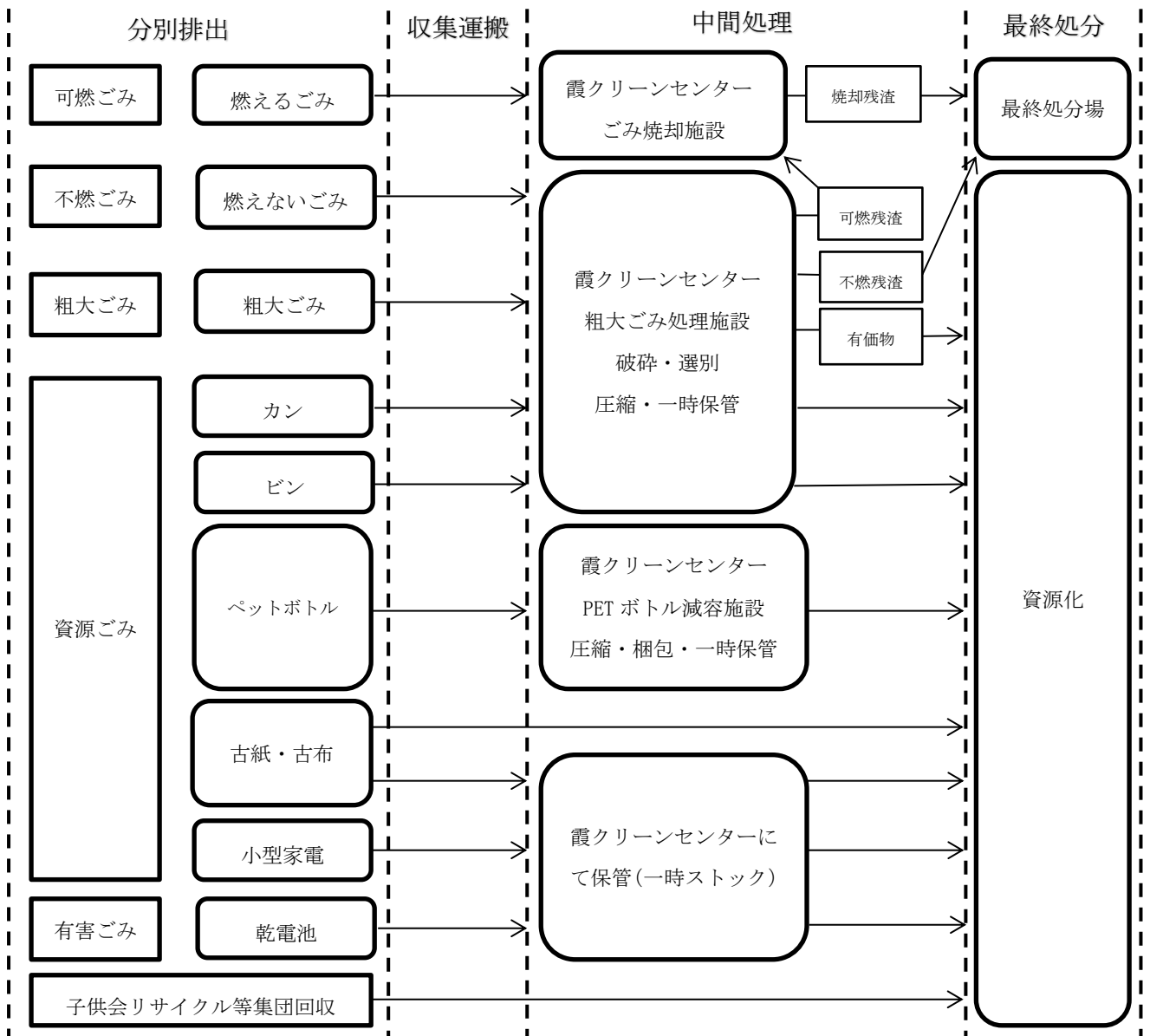
第3章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理の概要

本町のごみ処理フローは図 3. 1. 1 に示すとおりです。分別排出されたごみは霞クリーンセンターに搬入され、燃えるごみはごみ焼却施設で処理し、燃えないごみ・粗大ごみ・資源ごみは粗大ごみ処理施設で破碎・選別後、選別資源は資源化されます。また、カン、ビン、ペットボトル、古紙、古布、小型家電は資源物として収集され、それぞれ資源化されます。中間処理後に発生する焼却残渣及び不燃残渣は最終処分場で埋立処分します。

図 3. 1. 1 ごみ処理フロー



2) ごみ排出の状況

ごみの排出量、1人1日当りのごみの排出量、家庭ごみの排出量は平成26年度以降減少傾向となっていますが、事業ごみ排出量は横ばい状態にあります。

今後、人口増加に伴いごみの総排出量の増加が予想されることから、引き続き町民・事業者・行政がお互いに協力し合いごみの減量化・資源化を図っていく必要があります。

(1) ごみの排出量

ごみの排出量の実績及び推移は、表3.1.2及び図3.1.3に示すとおりです。

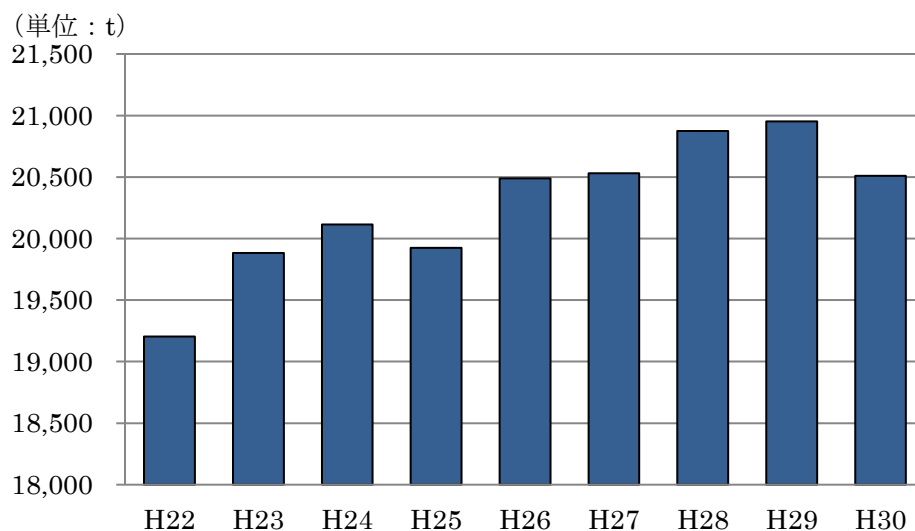
表 3.1.2 ごみ排出量の実績

(単位: t)

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総排出量	19,204	19,883	20,115	19,925	20,489	20,530	20,875	20,952	20,509

注 総排出量には、公用も含まれています。

図 3.1.3 ごみ排出量の推移



資料: 阿見町 「一般廃棄物処理事業実態調査」

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の比較

全国平均、茨城県平均、本町の1人1日当たりのごみ排出量は表3.1.4及び図3.1.5に示すとおりです。

平成29年度における1人1日当たりのごみ排出量は1,210gとなっており、全国平均920g、茨城県平均985gを上回っています。

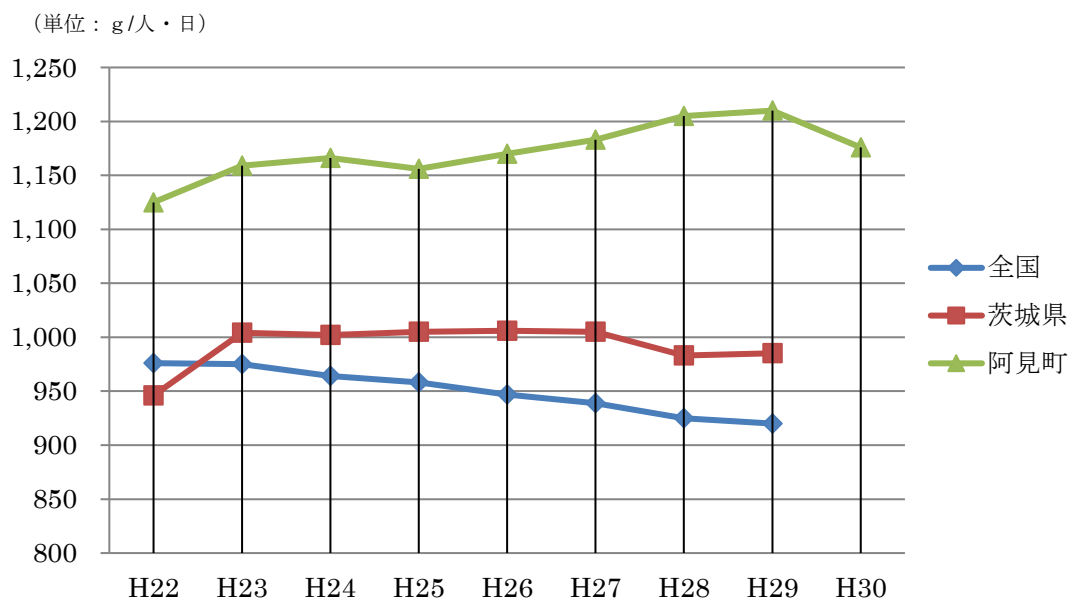
表 3.1.4 1人1日当たりのごみ総排出量

(単位：g/人・日)

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	976	975	964	958	947	939	925	920	
茨城県	946	1,004	1,002	1,005	1,006	1,005	983	985	
阿見町	1,125	1,159	1,166	1,156	1,170	1,183	1,205	1,210	1,176

*平成30年度の1人1日当たりの排出量について、国・県については数字が確定していないため、阿見町分の数字のみを記載

図 3.1.5 1人1日あたりのごみの推移



資料：環境省 「一般廃棄物処理事業実態調査」
 茨城県 「一般廃棄物処理事業」
 阿見町 「一般廃棄物処理事業実態調査」

(3) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の内訳及び総排出量は、表 3.1.6 及び図 3.1.7 に示すとおりです。

家庭系ごみでは、平成 22 年～30 年度の過去 8 年間において、約 13,000～15,000t/年の範囲で推移しています。ごみの種別については、可燃ごみが大半を占めています。全体では、排出量は平成 27 年度以降減少傾向が見られます。

表 3.1.6 家庭系ごみ排出量の内訳

(単位：t)

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ	委託（合計）	12,450	12,791	12,587	12,611	12,936	12,835	12,563	12,531	12,406
	内訳									
	可燃ごみ	10,602	10,890	10,795	10,722	10,785	10,715	10,578	10,598	10,474
	不燃ごみ	552	534	474	466	436	440	410	407	396
	資源ごみ	1,281	1,349	1,301	1,405	1,699	1,663	1,557	1,508	1,514
	粗大ごみ	15	18	17	18	16	17	18	18	22
	直接搬入（合計）	1,072	1,137	1,177	1,237	1,248	1,335	1,239	1,260	1,291
	内訳									
	可燃ごみ	481	518	550	602	645	686	615	646	605
	不燃ごみ	4	3	6	6	5	52	72	68	70
	粗大ごみ	587	616	621	629	598	597	552	546	616

注 1 それぞれの項目は四捨五入をしているため、総量とは一致しない。

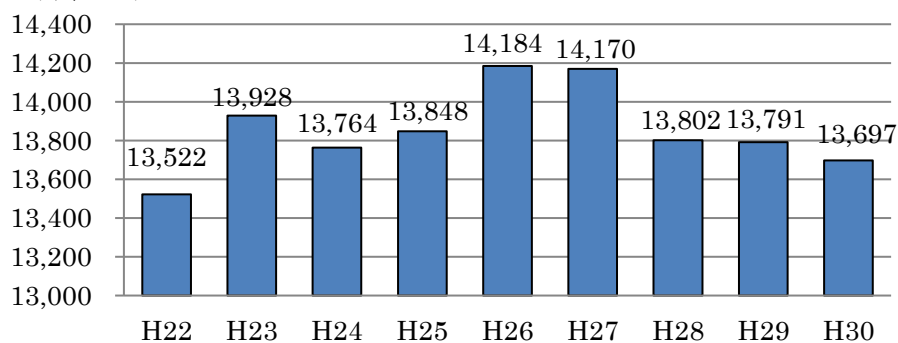
注 2 資源ごみは、委託収集のカン、ビン、ペットボトルと資源化量の紙類、金属、新聞、ダンボール、雑誌、布、牛乳パックの合計値。

注 3 直接搬入分に公用ごみは含まない。

資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

図 3.1.7 家庭系ごみの総排出量

(単位：t)



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

(4) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の内訳及び総排出量は、表 3.1.8 及び図 3.1.9 に示すとおりです。

事業系ごみ（全体）では、平成 22 年～30 年度の過去 8 年間に於いて、約 4,000 ～5,100t/年の範囲で推移し、横ばい傾向にあります。

許可業者収集分は、3,700～4,400t/年の範囲で推移しており、横ばい傾向にあります。

持ち込み分については、490～800t/年の範囲で推移しており、平成 27 年度以降減少傾向が見られます。

表 3.1.8 事業系ごみ排出量の内訳

(単位：t)

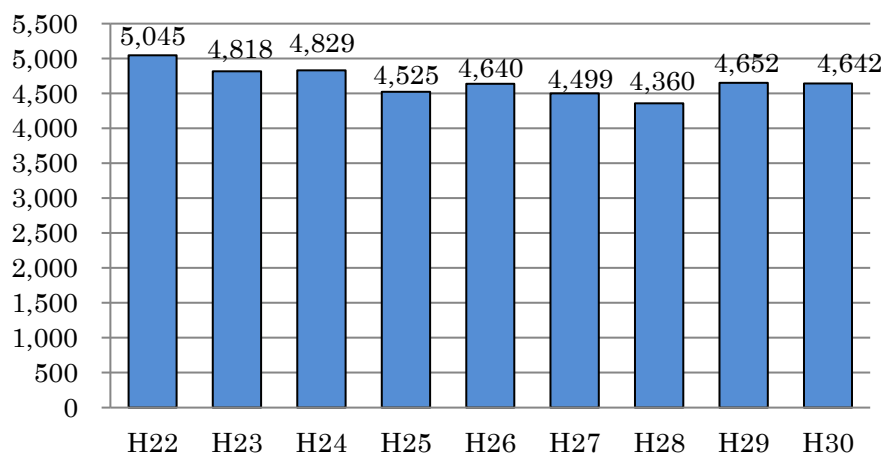
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業系ごみ	許可（合計）		4,320	4,066	4,041	3,790	4,013	3,870	3,861	4,141	4,062
	内訳	可燃ごみ	4,230	3,978	3,949	3,712	3,963	3,811	3,814	4,094	4,013
		不燃ごみ	90	88	92	78	50	59	47	47	49
	直接搬入（合計）		725	752	788	735	627	627	499	511	580
	内訳	可燃ごみ	717	739	779	725	618	619	489	503	560
		不燃ごみ	8	13	9	10	9	8	10	8	20

注 1 それぞれの項目は四捨五入をしているため、総量とは一致しない。

注 2 直接搬入分に公用ごみは含まない。

図 3.1.9 事業系ごみの総排出量

(単位：t)



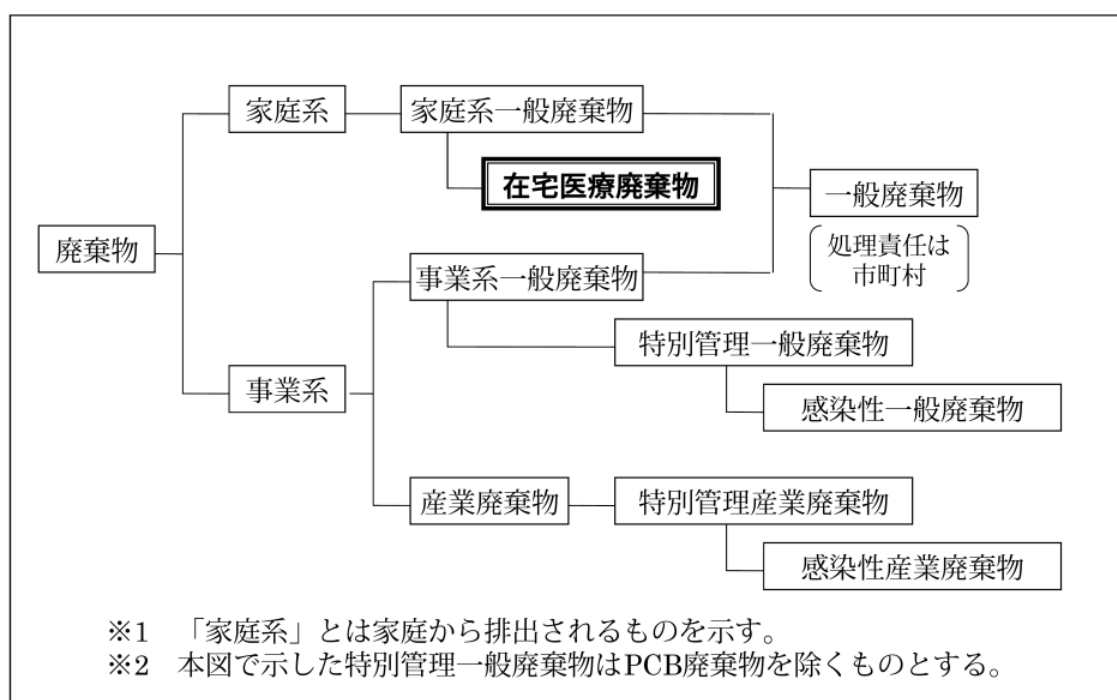
資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

(5) 在宅医療廃棄物

在宅医療は、医療の面から在宅介護を支えるサービスとして必要不可欠であり、在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物が在宅医療推進の妨げにならないよう、在宅医療患者の利便性を考慮しつつ、処理体制を確立することが求められます。

在宅医療廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において一般廃棄物に該当し、原則的に市町村に処理責任があるとされています。廃棄物の区分については、図3.1.10に示すとおりです。

図 3.1.10 廃棄物の区分



資料：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」

また、在宅医療の分類に伴い排出される主な廃棄物の種類については、表 3.1.11 に示すとおりです。

図 3.1.11 在宅医療廃棄物の種類

分類	名称	主な対象疾患	概要	排出される主な廃棄物
15 医師等 が訪問 して行 うもの	往診、訪問 診療、訪問 看護	特定の疾患 を対 象 と し ない	「往診」とは患者の求めに応じて、患者宅で診療を行うもの、「訪問診療」とは、医師の判断により定期的に患者宅で診療を行うもの、「訪問看護」とは看護師等が定期的に患者宅で診療の補助・看護を行うもの。特定の疾患が対象となるものではなく、医療機関と同様、様々な医療処置が行われる。	使用済み注射器（針付き） ^{※1} 、輸液用バッグ、チューブ類、カテーテル類等、様々な廃棄物
	在宅中心静 脈栄養法	腸管大量切 除	口から栄養を摂取できない患者が人体に必要な栄養（ブドウ糖、アミノ酸、ビタミン、ミネラル）を摂取するため、心臓に近い上大静脈あるいは下肢静脈等の中心静脈にカテーテル（点滴用チューブ）を通して、そこから輸液を注入し摂取する療法。消化器を通さずに栄養を摂取することが可能であるため、腸からの栄養摂取が不十分もしくは不可能な疾患に適用される。	高カロリー輸液用バッグ、輸液ライン、点滴針 ^{※1} 、注入ポンプ（輸液ポンプ） ^{※3} 、中心静脈カテーテル ^{※3} 、 <u>使い捨て注射器（針なし）</u> 等
	在宅成分栄 養経管栄養 法	経口摂取困 難	口からは栄養を摂取できないものの腸等の機能が正常な患者が、流動食を、鼻から胃までチューブを通す「鼻腔栄養」または胃に穴を開けて体表と胃を直接つなぎそこから流動食を流し込む「胃ろう栄養」により摂取する療法。	経鼻チューブ、胃ろうカテーテル ^{※3} 、 <u>使い捨て注射器（針なし）、栄養セット、延長チューブ、経腸栄養剤・栄養調整食の容器、栄養チューブ</u> 等
	在宅悪性腫 瘍患者	悪性腫瘍	末期の悪性腫瘍患者が、在宅で鎮痛剤や抗悪性腫瘍剤を注射により投与する療法。	<u>使い捨て注射器（針付き）^{※1}、携帯型ディスポーザブル注入器（モルヒネ注入用）^{※3} 等</u>
	在宅寝たき り患者処置	寝たきり老 人、特定疾患	難病（特定疾患）に罹患している患者、寝たきり老人に対する様々な医療処置（創傷処置、皮膚科軟膏処置、留置カテーテル、膀胱洗浄、導尿、鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引、消炎鎮痛等）。	<u>使い捨て注射器（針付き）^{※1}、輸液用バッグ、輸液ライン、点滴針^{※1}、使い捨て注射器（針なし）、注入ポンプ（輸液ポンプ）^{※3}、気管内吸引カテーテル</u> 等
	在宅人工呼 吸	呼吸不全	慢性呼吸疾患、筋・神経系疾患患者が、在宅で人工呼吸器により行う呼吸を行う療法。	<u>気管カニューレ、鼻マスク、カニューレ等の消毒に使用する脱脂綿類、薬液びん、手袋</u> 等
患者等 が自ら 行うもの（医 師等の訪 問を伴わ ないもの）	在宅自己注 射	糖尿病、血友 病、小人症	糖尿病、下垂性小人症等の成長阻害、血友病等の患者が、製剤を自己注射により投与する療法で、在宅医療の中で最も多く実施されている。中でも、糖尿病患者によるインスリン自己注射が多い。	<u>ペン型自己注射針^{※2}、製剤の入ったシリンジ（使い捨てインスリン注入器、インスリンカートリッジ）、脱脂綿類</u> 等
	在宅酸素療 法	高度慢性呼 吸不全	慢性呼吸不全患者が、在宅で高圧酸素ボンベ、酸素濃縮装置、液化酸素により酸素を吸入する療法で、在宅医療の中で在宅自己注射に次いで多く実施されている。	<u>鼻孔カニューラ、鼻マスク</u> 等
	在宅自己腹 膜灌流 （CAPD）	腎不全	腎不全患者の在宅での腹膜透析。プラスチック製のビニールバッグとチューブ（以下、「CAPD バッグ」という。）を用いて、お腹の中にある腹腔と呼ばれる空洞の中に透析液（透明の液体・成分はブドウ糖等）を注入し、腹腔を取り巻く腹膜と呼ばれる膜を利用して透析を行う療法。24 時間連続的に透析を行うことが必要。なお、腎臓病患者への透析療法には、「血液透析」というものもあるが、器材等の準備しなければならないため、通常、医療機関で行われており在宅で行われる場合は非常に少ない。	<u>CAPD バッグ</u>
	在宅自己導 尿	脊損	前立腺肥大症や脳梗塞後遺症による膀胱直腸障害がある患者が、尿道にカテーテル（細いゴムまたはシリコン製のチューブ）を通して、膀胱内の尿を排出する療法で、尿道にカテーテルを留置する方法と、一定時間ごとにカテーテルを尿道に入れて、膀胱内の尿を排出する方法がある。	<u>導尿用カテーテル、導尿用バッグ、膀胱洗浄用注射器（針なし）</u> 等

※ 1 鋭利なもの

※ 2 鋭利ではあるが安全な仕組みを持つもの

※ 3 通常、家庭から廃棄物が発生しないもの

※ 4 下線で示したもの（※1～3 以外の廃棄物）は、感染等への留意を必要としない

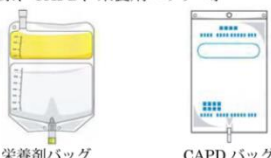
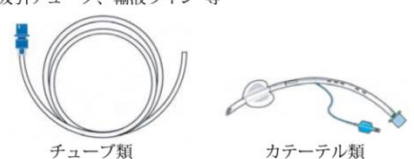
資料：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」

平成 17 年 3 月、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」において調査検討し、報告書をまとめています。その中で、「注射針等の鋭利な物は医療機関あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。」とされており、「その他の非鋭利なものは、市町村が一般廃棄物として処理する。」ことが現段階で最も望ましい方法として考えられるとしています。

鋭利性の判断として、平成 20 年 3 月に、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会が策定した「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」では、「鋭利性の判断等について、医療関係者とリスクコミュニケーションを図り、お互いに合意を行った上で、その処理方法を確認し、取組を進めることが必要である。」としています。鋭利性の有無による廃棄物の種類別留意事項は、表 3.1.12 に示すとおりです。

表 3.1.12 鋭利性の有無による廃棄物の種類別留意事項

分類	種類	具体例	感染等への留意 ^{※1}
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※ 針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針	 (針ケース装着時)	○ ^{※2}
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※ 1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※ 2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」

現在、町では、「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」の報告書に基づいた処理方法にて処理しています。

3) ごみの減量・資源化

膨大な資源を消費する大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、さまざまな環境問題を引き起こすことから、環境負荷の低減を図ることが必要となります。

このための取組において、町民、事業者、行政による協働体制が求められます。

町ではステーション方式による分別収集が定着しています。さらに、分別収集の徹底を図るため、広報活動の強化、資源物を回収しやすい制度の整備、ごみの減量化及びリサイクルに対する意識啓発を進める必要があります。

(1) ごみの減量化に対する取組

①生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度

家庭から排出されるごみの自家処理を促進し、収集ごみの減量化及び循環型社会の形成を推進するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入した人に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。制度の概要及び補助個数実績は、表 3.1.13 に示すとおりです。

表 3.1.13 生ごみ処理容器等購入費補助金制度の概要及び件数の推移

種 類	生ごみ処理容器	電気式生ごみ処理機
内 容	生ごみを発酵分解して、容量を減少化・たい肥化させる容器	機械的な処理で生ごみを発酵分解または乾燥させて容量を減少化・たい肥化させる機器 ※生ごみを粉碎し下水道へ流すディスポーザータイプは対象外
対 象	生ごみ処理容器等で生ごみをたい肥化したものを自家処理できる人。5 年以内に当該補助金を受けていないこと。	
助成額	1 基につき購入費用（消費税を含む）の 3 分の 2 を交付（100 円未満切り捨て）。1 基あたりの交付限度額 3,000 円	1 基につき購入費用（消費税を含む）の 3 分の 1 を交付（100 円未満切り捨て）。交付限度額 20,000 円
助成基数	1 世帯 2 基まで	1 世帯 1 基まで

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
生ごみ処理容器	14	14	18	31	17	15	17	126
電気式生ごみ処理機	5	7	4	5	1	3	3	28
計	19	21	22	36	18	18	20	154

資料：生活環境課

②レジ袋削減事業

平成 21 年 6 月から町とスーパーなどの事業者及び町民団体と連携して、地球温暖化対策及びごみ減量化を目的にレジ袋の削減を推進しています。

レジ袋の無料提供中止は、平成 30 年度時点では町内の 12 事業所 16 店舗で実施され、レジ袋辞退率は約 83.8%となっており、年間約 260 万枚のレジ袋が削減されています。町民が主体となった場合の効果の大きさが伺えます。レジ袋無料提供中止の経緯については、表 3.1.14 に示します。

表 3.1.14 レジ袋無料提供中止の経緯

期 間	内 容
平成 20 年 9 月	町民に対し「マイバッグに関するアンケート」を実施 (各消費者団体、庁舎および出先機関窓口、さわやかフェア等でアンケート用紙を配布)
平成 20 年 11 月	町内事業所に「レジ袋削減等に関するアンケート調査票」を配布し、レジ袋削減事業への参加動向を調査
平成 20 年 12 月	「マイバッグに関するアンケート」調査結果を広報・阿見町ホームページに掲載
平成 21 年 1 月 28 日	「レジ袋削減事業懇談会」の開催
平成 21 年 2 月～3 月	協定書の内容確認および修正
平成 21 年 3 月 18 日	「レジ袋削減事業懇談会」および「協定締結式」実施 町民への周知、広報の実施（広報紙、チラシ、ホームページ等により周知を行う）
平成 21 年 3 月 18 日～	「レジ袋削減キャンペーン」実施
平成 21 年 4 月～5 月	4 月 4 日（土）、4 月 28 日（火）、5 月 16 日（土）、6 月 1 日（月） 午前 10 時から、レジ袋無料提供中止実施店舗において、キャンペーン実施「レジ袋削減を推進する阿見町民ネットワーク」、事業者、町職員の 3 者が一体となって、店頭でマイバック持参を呼びかける
平成 21 年 6 月 1 日	レジ袋無料提供の中止がスタート

資料：生活環境課

(2) ごみの資源化に対する取組

①子ども会リサイクル環境教育事業助成金交付制度

ごみの減量化及び再資源化のために資源物を回収した子ども会に対して、予算の範囲内で助成金を交付しています。積極的な活動を奨励し、子供達のリサイクルに対する理解を深め、環境教育の一環に寄与することを目的としています。制度の概要及び助成件数実績については、表 3. 1. 15 に示すとおりです。

表 3. 1. 15 子ども会リサイクル環境教育事業助成金交付制度の概要及び件数の推移

対 象	実施団体届出書を提出した子ども会
助成金額	回収した資源物の総重量に 1 キログラムにつき 5 円を乗じて得た金額を交付。(10 円未満の端数金額は、切り捨て。)
申請回数	年 3 回まで
注意事項	子ども会は、資源物を回収する事業を実施するに当たり、多くの子供達に参加できるように配慮するとともに、参加した子供達に対し、物を大切にすることを育む指導を行うよう努めるものとする

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
登録団体数	20	20	19	20	19	18	15
総回収量 (t)	196	172	150	138	120	127	75

資料：生活環境課

子ども会リサイクル環境教育事業の実施の様子



②小型家電リサイクルの実施

平成 25 年 4 月 1 日、小型家電に含まれるレアメタル・金・銅などの希少資源のリサイクル及び使用済小型家電の効率的な回収による適正処理を目的に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」いわゆる「小型家電リサイクル法」が施行されました。

この法律は、消費者や事業者には義務や負担を課す制度ではなく、自発的に回収方法及び実施方法を工夫し、実情に合わせた形でリサイクルに取り組む促進型の制度です。これを受け、町では、平成 26 年 1 月から希少資源の抽出等有用金属の回収に努めるべく、小型家電のリサイクルに取り組んでいます。実施概要を表 3. 1. 16 に示します。

表 3. 1. 16 小型家電リサイクルの実施概要

回収方法	ボックス回収	ピックアップ回収
内 容	回収拠点を設けて、小型家電回収用ボックスを設置し、搬出者が直接小型家電をボックスに入れて、回収する方式	燃えないごみ、粗大ごみ、直接搬入により出されたごみの中から霞クリーンセンター内にて選定し、回収する方式
対象品目	11 品目	小型家電に該当する全品目

町は、ボックス回収とピックアップ回収の両方に取り組みます。

ボックス回収の対象品目及び回収ボックスの設置場所

■回収ボックス対象品目



■回収ボックスの例



回収ボックス設置場所

- ①阿見町役場本庁舎
- ②阿見町総合保健福祉会館
- ③うずら出張所
- ④中央公民館
- ⑤図書館
- ⑥かすみ公民館
- ⑦本郷ふれあいセンター
- ⑧フードスクエアカスミ阿見店
- ⑨カスミ荒川本郷店

③資源ごみの資源化

町では、資源ごみとして、新聞紙、ダンボール、雑誌、牛乳パック、布、かん、ビン、ペットボトル等を分別回収して資源化しています。かん、ビン、ペットボトルについては、町で専用コンテナをごみ集積所に設置し、分別回収しているため、町民のリサイクル意識の向上が図れていると考えられます。

また、燃えないごみとして回収したごみや霞クリーンセンターに持ち込まれたごみを分別し、金属やアルミ、その他、不法投棄された家電4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）や廃乾電池も資源化しています。資源化量^{※1}（紙類、紙パック、紙製容器包装、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、布類、BDF等の総計）及び資源化率^{※2}の実績を表3.1.17に、資源化量の推移を表3.1.18に、資源化率の推移を表3.1.19にそれぞれ示します。

資源ごみの専用コンテナ



表 3. 1. 17 資源化量及び資源化率の実績

(単位：t)

年度	資源化量	資源化率
H25	3,242	16.3%
H26	3,610	17.6%
H27	3,697	18.0%
H28	4,363	20.9%
H29	4,176	19.8%
H30	3,724	18.1%

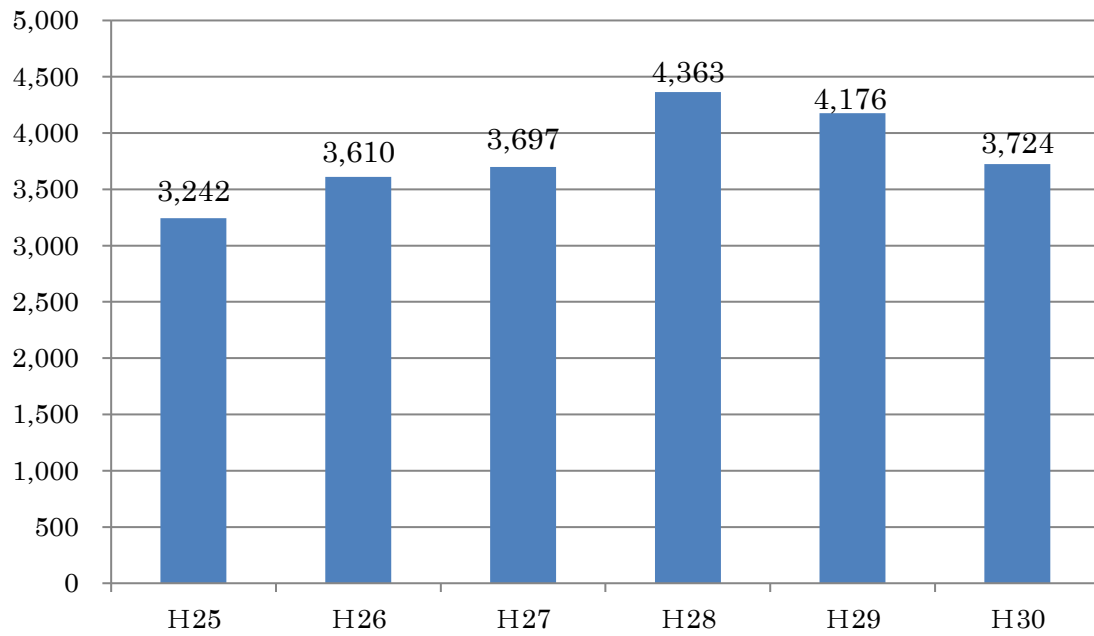
※1 資源化量＝直接資源化量＋再生利用量＋集団回収量

※2 資源化率（リサイクル率）＝（直接資源化量＋再生利用量＋集団回収量）
÷ごみ総排出量×100

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

表 3.1.18 資源化量の推移

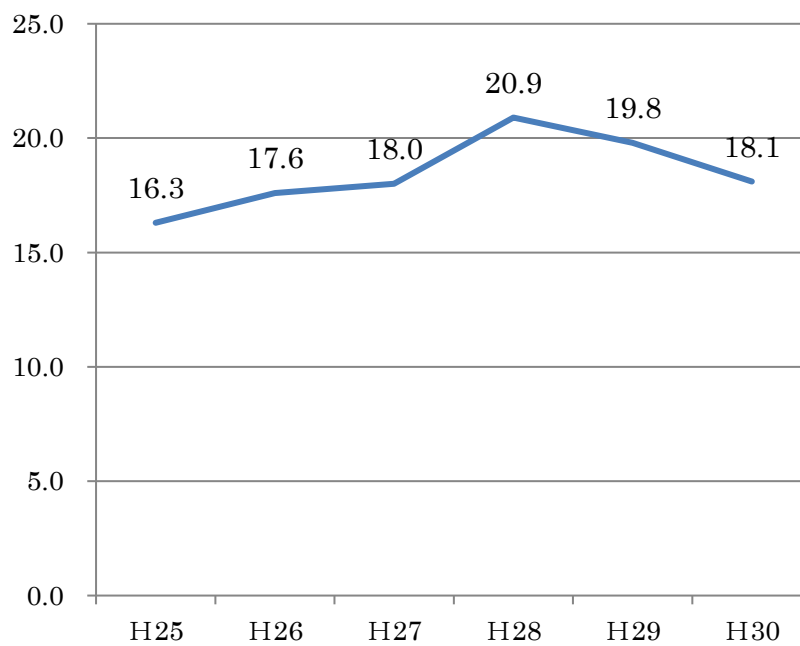
(単位：t)



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

表 3.1.19 資源化率の推移

(単位：%)



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

④インクカートリッジ里帰りプロジェクト

町では、平成 24 年 11 月からリサイクル可能資源であるパソコンプリンターの使用済みインクカートリッジの回収を促進するため、プリンターメーカー 5 社（brother・Canon・DELL・hp・EPSON）が連携して活動するプロジェクトに参加しています。実施方法を下記に、回収実績を表 3. 1. 20 にそれぞれ示します。

【実施方法】

下記の町内公共施設に回収ボックスを設置し、プロジェクト参加企業製品の使用済みカートリッジを回収します。回収後、プリンターメーカーにおいてリサイクルしています。

インクカートリッジ回収ボックス



表 3. 1. 20 インクカートリッジ回収実績（H25. 8 月～R01. 8 月）

施設名	回収箱数	重さ (kg)
役場庁舎	12	82
図書館	15	112
中央公民館	11	79
本郷ふれあいセンター	10	66
総合保健福祉会館	7	48
うずら出張所	1	8
かすみ公民館	2	16

インクカートリッジリサイクルの流れ



資料：インクカートリッジ里帰りプロジェクトホームページ

⑤BDF 事業および家庭用廃食用油の回収事業

平成 22 年 7 月から町学校給食センターから排出される廃食用油を牛久市の BDF 製造施設へ提供し、精製納品された BDF を保育所の送迎バスの燃料として活用するという広域行政による資源循環型社会の形成に取り組んでいます。

また、平成 21 年度から町家庭排水浄化推進協議会の主催により、霞ヶ浦の水質汚濁の原因となっている家庭用廃食用油の回収を行っています。回収された油は、飼料にリサイクルされています。各回収実績については、表 3.1.21 に示すとおりです。

表 3.1.21 BDF 事業及び家庭用廃食用油の回収実績

年度	B D F 事業		家庭用廃食用油の回収	
	回収量 (ℓ)	使用量 (ℓ)	回収量 (ℓ)	実施行政区数
H26	5,581	1,800	1,532	66
H27	5,655	2,800	1,846	66
H28	5,769	2,100	1,853	66
H29	5,571	200	2,061	66
H30	5,680	200	1,709	66

※BDF (バイオ・ディーゼル燃料)

資料：生活環境課

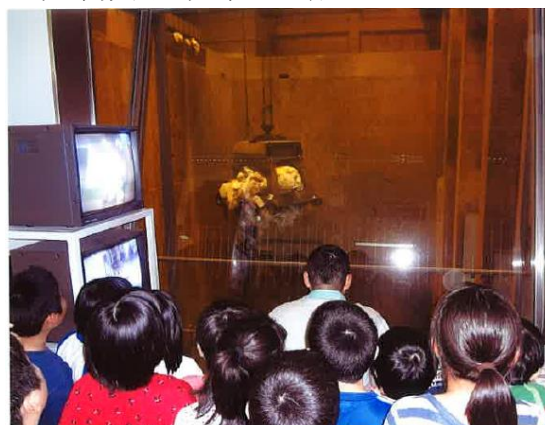
(3) その他

①阿見町霞クリーンセンターへの見学の受入れ

霞クリーンセンターでは、環境教育の一環として、例年、町内小学校の施設見学の受入れを行っています。ごみ処理の現状を学んでいただき、ごみの減量化・リサイクルの推進に向けた啓発を行っています。見学者数及び見学時の様子については、表 3.1.22 に示すとおりです。

表 3.1.22 霞クリーンセンターの見学数及び見学時の様子

年度	見学者数	見学団体数
H25	396 名	7 団体
H26	506 名	11 団体
H27	360 名	6 団体
H28	533 名	8 団体
H29	487 名	9 団体
H30	438 名	7 団体



資料：廃棄物対策課

②エコ・ショップ認定制度

町では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定するエコ・ショップ制度を設けています。対象となるのは次のいずれかの取組を実施している百貨店や大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等すべての小売店舗です。エコ・ショップには緑色の「エコ・ショップステッカー」が貼ってあります。

令和元年12月1日現在の町内エコ・ショップ認定店舗は、2店舗となっていますが、今後は、より多くの店舗での取り組みが必要になります。

そのため、エコ・ショップ認定制度を広報あみやホームページ等により広く周知するとともに、町民や事業者と連携し啓発活動を行う必要があります。

○エコ・ショップの主な取組み

- ・環境にやさしい商品の積極的な販売
- ・環境にやさしい商品コーナーの設置
- ・包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- ・レジ袋の削減のための買物かご等持参の促進
- ・取扱商品の修理等の実施
- ・広告チラシ等への再生紙の使用
- ・空き缶の店頭回収の実施
- ・空きビンの店頭回収の実施
- ・紙パック容器の店頭回収の実施
- ・トレイの店頭回収の実施
- ・ペットボトルの店頭回収の実施
- ・その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施

エコ・ショップステッカー



○町内エコ・ショップ認定店舗

店舗名：フードスクエアカスミ阿見店、カスミ荒川本郷店

4) 収集運搬の概要

本町においては、以下のとおりの収集運搬を行っています。

なお、本計画において収集運搬とは、ごみを排出してから霞クリーンセンターまで収集運搬することを指します。

(1) 収集運搬の状況

収集運搬区域は、町内全域です。

家庭系ごみの収集運搬は、町内を3つに地区割りし、民間委託をしています。また、ごみ排出者による直接搬入も受入れしているほか、粗大ごみの戸別回収も行っています。

事業系ごみの収集運搬は、許可業者による事業所別収集又は排出事業者による直接搬入です。ごみを直接搬入する場合の手数料等を表 3.1.23 に、粗大ごみ戸別回収の手数料を表 3.1.24 にそれぞれ示します。

このほか、小型家電とインクカートリッジについては、拠点回収をしています。本町の家庭系ごみの収集・運搬の状況を表 3.1.25 に示します。

表 3.1.23 ごみを直接搬入する場合の手数料等

項目	具体的内容
搬入施設	阿見町霞クリーンセンター
搬入受付時間	平日 午前 9 : 00 ~ 12 : 00 午後 1 : 00 ~ 4 : 00 土曜 午前 9 : 00 ~ 11 : 00
手数料	家庭系ごみ 50kg まで無料。超過分のみ 10kg につき 150 円。 事業系ごみ 10kg につき 230 円。

表 3.1.24 粗大ごみ戸別回収の手数料

大きさ	寸法（最大の一辺または直径）	ステッカーの枚数
小	30cm 以上 50cm 未満	1 枚
中	50cm 以上 1m 未満	2 枚
大	1m 以上 1m50cm 未満	3 枚
特	1m50cm 以上	4 枚

※手数料は粗大ごみステッカーによる前納制で、ステッカー取扱店にて 1 枚 500 円（税別）で購入していただくことになります。ステッカーは、令和 2 年 2 月 4 日現在、町内 38 店舗・町外 4 店舗で取り扱っています。



表 3.1.25 収集運搬体系の状況

分別区分		排出方法	収集回収	収集日程	集積所数	収集運搬主体
燃えるごみ		町指定袋（20ℓ、30ℓ、45ℓ）でごみ集積所に排出	週 3 回	阿見中・竹来中地区 ⇒火・木・土曜日 朝日中地区 ⇒月・水・金曜日	1,459※2	家庭系ごみ ⇒民間委託による収集運搬とごみ排出者による直接搬入 事業系ごみ ⇒許可業者による収集運搬とごみ排出者による直接搬入
燃えないごみ		町指定袋（20ℓ、30ℓ）で ごみ集積所に排出	週 1 回	阿見中・竹来中地区 ⇒水曜日 朝日中地区 ⇒火曜日		
粗大ごみ		粗大ごみステッカーを 貼付し指定場所※1 に排 出 (予約制有料戸別回収)	週 1 回	全地区 木曜日		
資源ごみ	かん びん ペ ッ ト ボトル	ごみ集積所の専用コン テナに入れて排出	週 1 回	阿見中・竹来中地区 ⇒金曜日 朝日中地区 ⇒木曜日		
	紙類	ひもで縛ってごみ集積 所に排出	週 1 回	阿見中・竹来中地区 ⇒水曜日		
	布類	町指定袋（20ℓ、30ℓ、45ℓ）でごみ集積所に排出	週 1 回	朝日中地区 ⇒火曜日		

注 動物の死体については、道路上等の公共用地は町職員又は委託業者が処理し、個人の敷地内は土地所有者又は管理者が処理することになっています。また、ペットの糞については、飼い主の責任により燃えるごみとして適切に処理することとしています。

※1 指定場所は、原則ごみ排出者の自宅敷地内

※2 集積所数は、令和元年 12 月 1 日現在の数

表 3.1.26 令和元年度収集運搬車両の状況

	業者数	台数	積載量（t）
委託業者	3	21	43.65

資料：廃棄物対策課

(2) ごみ収集量

ごみ収集量の実績は表 3.1.27 に示すとおりです。

形態別でみると委託は減少傾向であり、許可及び直接搬入は横ばいで推移しています。

区分別でみると可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集量が減少しています。

また、全体のごみ収集量が減少しており、少しずつごみの減量化の効果が現れている結果だと考えられます。

表 3.1.27 ごみ収集量の実績

(単位：t)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ	委託 (合計)	12,791	12,587	12,611	12,603	12,494	12,247	12,228	12,077
	内訳	可燃ごみ	10,890	10,795	10,722	10,785	10,715	10,578	10,474
		不燃ごみ	534	474	466	436	440	410	396
		資源ごみ	1,349	1,301	1,405	1,366	1,322	1,241	1,184
		粗大ごみ	18	17	18	16	17	18	23
	直接搬入 (合計)	1,137	1,177	1,237	1,248	1,335	1,239	1,259	1,291
	内訳	可燃ごみ	518	550	602	645	686	615	605
		不燃ごみ	3	6	6	5	52	72	70
		粗大ごみ	616	621	629	598	597	552	616
事業系ごみ	許可 (合計)	4,066	4,041	3,790	4,013	3,871	3,862	4,141	4,062
	内訳	可燃ごみ	3,978	3,949	3,712	3,963	3,811	3,814	4,013
		不燃ごみ	88	92	78	50	60	48	49
	直接搬入 (合計)	752	788	735	627	628	500	512	580
	内訳	可燃ごみ	739	779	725	618	619	489	560
		不燃ごみ	13	9	10	9	9	11	20
形態別合	委託	12,791	12,587	12,611	12,603	12,494	12,247	12,228	12,077
	許可	4,066	4,041	3,790	4,013	3,871	3,862	4,141	4,062
	直接搬入	1,889	1,965	1,972	1,875	1,963	1,739	1,771	1,871
	合計	18,746	18,593	18,373	18,491	18,328	17,848	18,140	18,010
区分別合計	可燃ごみ	16,125	16,073	15,761	16,011	15,831	15,496	15,841	15,652
	不燃ごみ	638	581	560	500	561	541	530	535
	資源ごみ	1,349	1,301	1,405	1,366	1,322	1,241	1,204	1,184
	粗大ごみ	634	638	647	614	614	570	565	639
	合計	18,746	18,593	18,373	18,491	18,328	17,848	18,140	18,010

注1 それぞれの項目は四捨五入をしているため、総量とは一致しない。

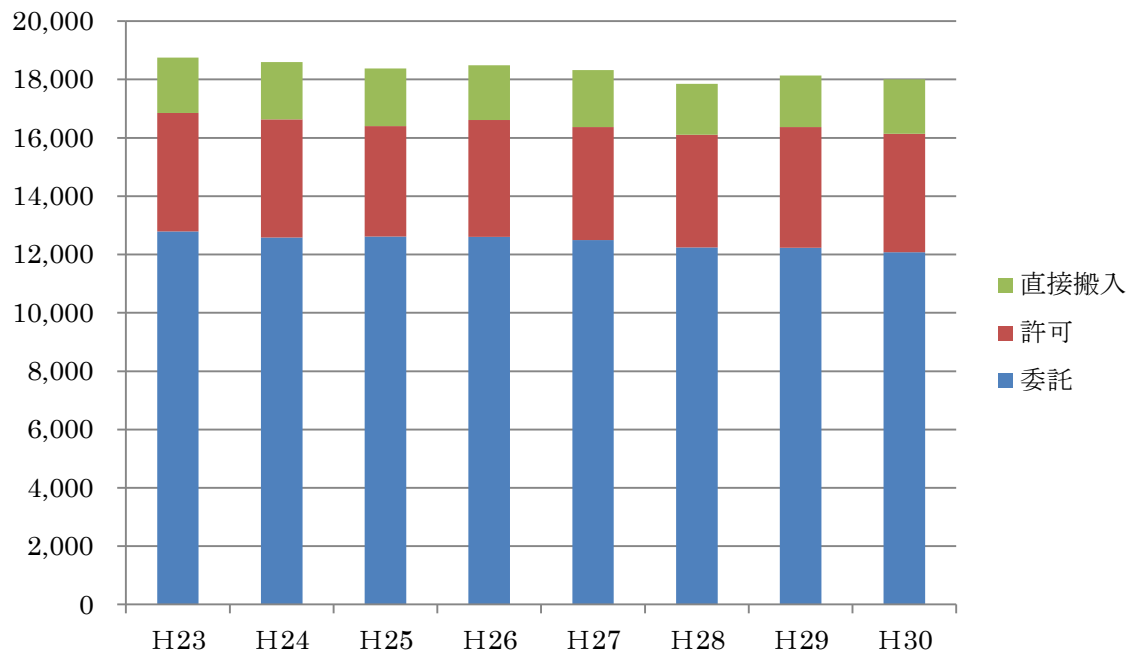
注2 資源ごみは、委託収集のカン、ビン、ペットボトルと資源化量の紙類、新聞、ダンボール、雑誌、布、牛乳パックの合計値。

注3 直接搬入分に公用ごみは含まない。

資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

(単位：t)

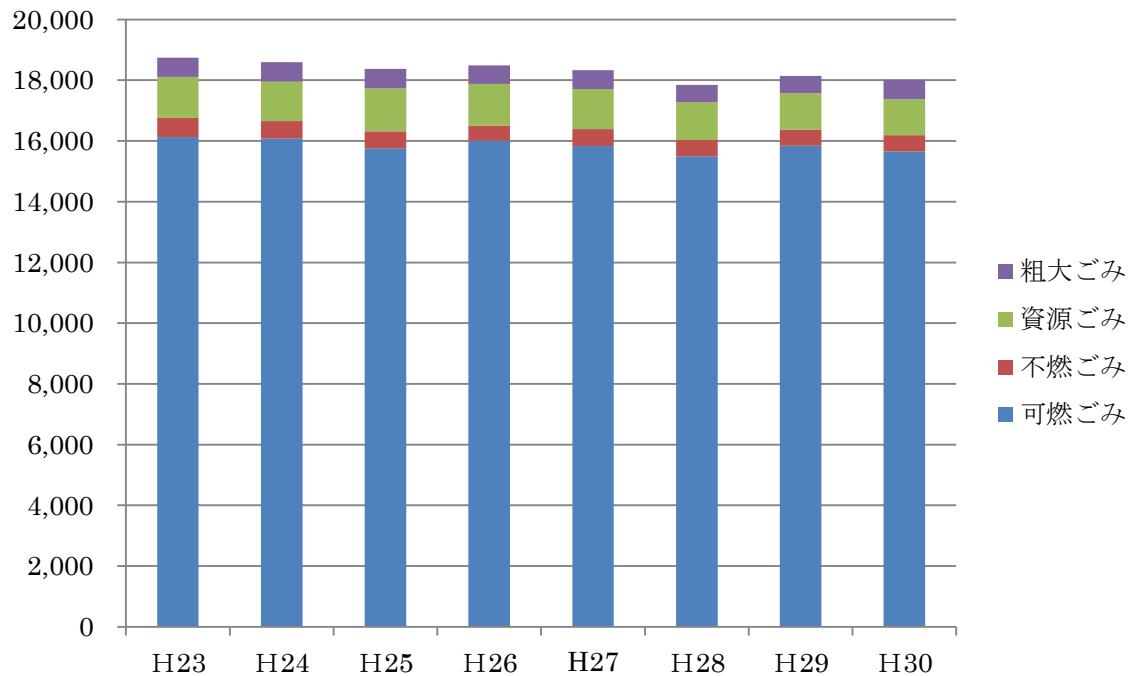
図 3.1.28 形態別ごみ収集量の実績



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

(単位：t)

図 3.1.29 区分別ごみ収集量の実績



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

5) 中間処理の概要

中間処理とは、収集運搬された可燃ごみの焼却、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別、資源ごみの選別・回収による有効利用等、ごみのリサイクルや適正処理を推進するため、ごみの処理には欠かすことのできない非常に重要なプロセスの一つです。

本町では、中間処理を以下のように行っています。

(1) 中間処理施設（霞クリーンセンター）について

本町では、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみを図 3.1.30 に示す阿見町霞クリーンセンターにて処理しています。また、施設の全体配置図は図 3.1.31 であり、施設全体の概要は表 3.1.32 に示すとおりです。

なお、霞クリーンセンターは、処理工程上、①燃えるごみ及び粗大ごみ処理施設から発生した可燃性粗大ごみを処理する『ごみ焼却施設』、②燃えないごみ、粗大ごみの選別・破碎処理及び資源ごみを選別・圧縮・一時保管する『粗大ごみ処理施設』、③ペットボトルを圧縮・一時保管する『ペットボトル減容施設』の3施設に分かれており、各施設ともに適正管理による施設の延命化が求められます。

図 3.1.30 阿見町霞クリーンセンター位置図

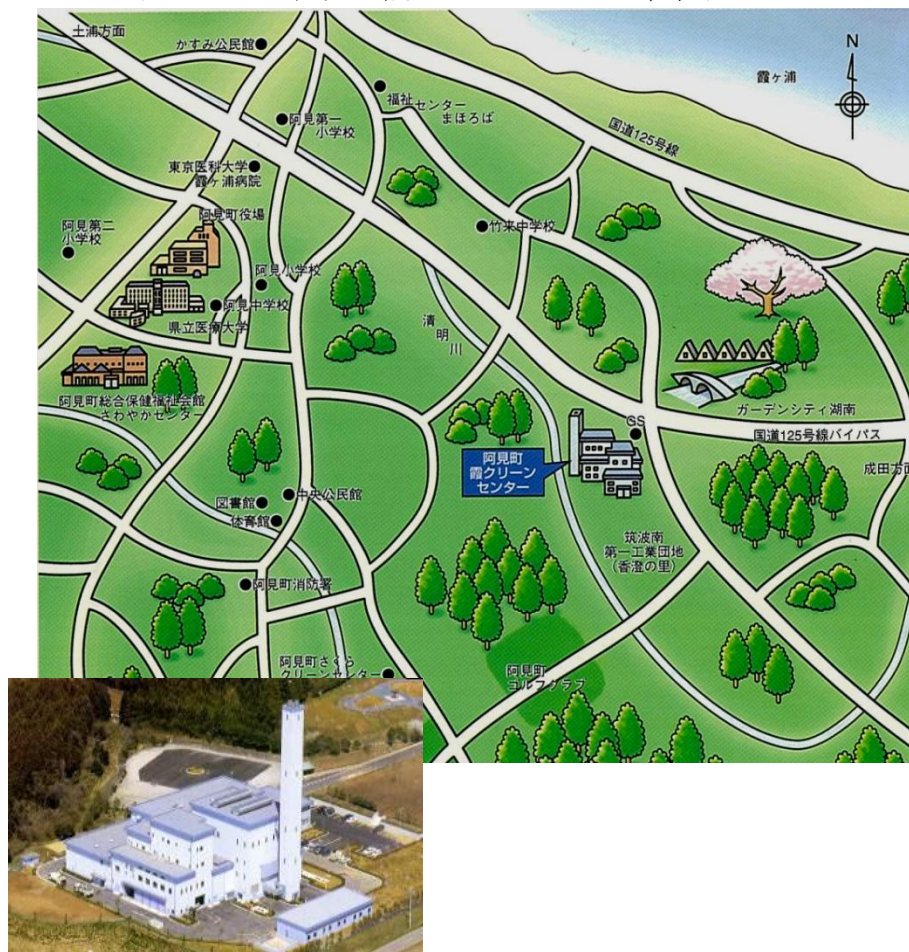


図 3.1.31 施設全体配置図

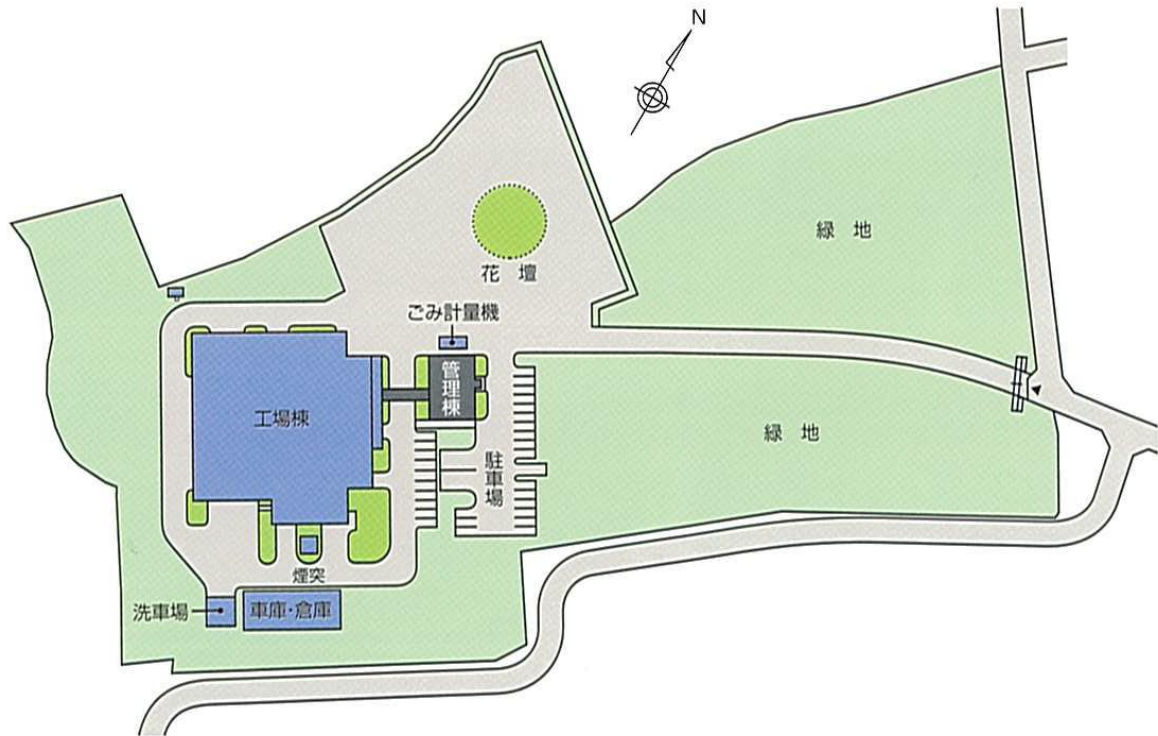


表 3.1.32 施設全体の概要

施 設 名 称	阿見町霞クリーンセンター
所 在 地	茨城県稲敷郡阿見町大字迫原 2731-2
敷 地 面 積	31,499 m ²
建 築 面 積	2,460 m ²
延 床 面 積	4,557 m ²
総 事 業 費	59 億 6,370 万円
工 期	平成 6 年 8 月～平成 9 年 3 月
管 理 棟	2 階建て鉄筋コンクリート
計 量 器	トラックスケール 1 台
工 場 棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上 4 階、地下 1 階
煙 突	高さ 59 m

①ごみ焼却施設

1. 施設の概略

(1) 施設名称	阿見町霞クリーンセンターごみ焼却施設
(2) 所在地	茨城県稲敷郡阿見町大字追原 2731-2
(3) 処理能力	84t/日 (42/16h×2 炉)
(4) 建設年度	(着工) 平成 6 年 8 月 ～ (竣工) 平成 9 年 3 月 (稼働) 平成 9 年 4 月
(5) 処理方式	准連続燃焼式焼却炉 (川崎ーサン形ストーカ炉)
受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
燃 焼 設 備	ストーカ式
燃焼ガス冷却設備	水噴射式
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置 (消石灰の薬品吹込) ＋ろ過式集じん器
余熱利用設備	温水発生器による場内給湯
通 風 設 備	平衡通風方式
灰 出 し 設 備	炉下コンベヤ, 灰押出装置, 灰コンベヤ及び灰ピット ト, 飛灰処理装置及び成形品ピット
排水処理設備	プラント・生活排水: 凝集沈殿・ろ過処理後場内循環使用 ごみピット汚水: 炉内噴霧蒸発酸化処理方式

2. 施設の運転管理

本施設の運転管理については、最も効率的に運転管理することを目的に、設備の運転操作、保守点検、整備（小規模な補修を含む）、測定、記録等について、民間業者に委託しています。

3. 処理の工程

本施設の施設概略図は図 3. 1. 33 に示すとおりであり、処理工程フロー及び排水処理フローは図 3. 1. 34 及び 3. 1. 35 に示すとおりです。

○ごみ焼却処理設備一例

中央制御室



ごみピット



焼却炉内



33

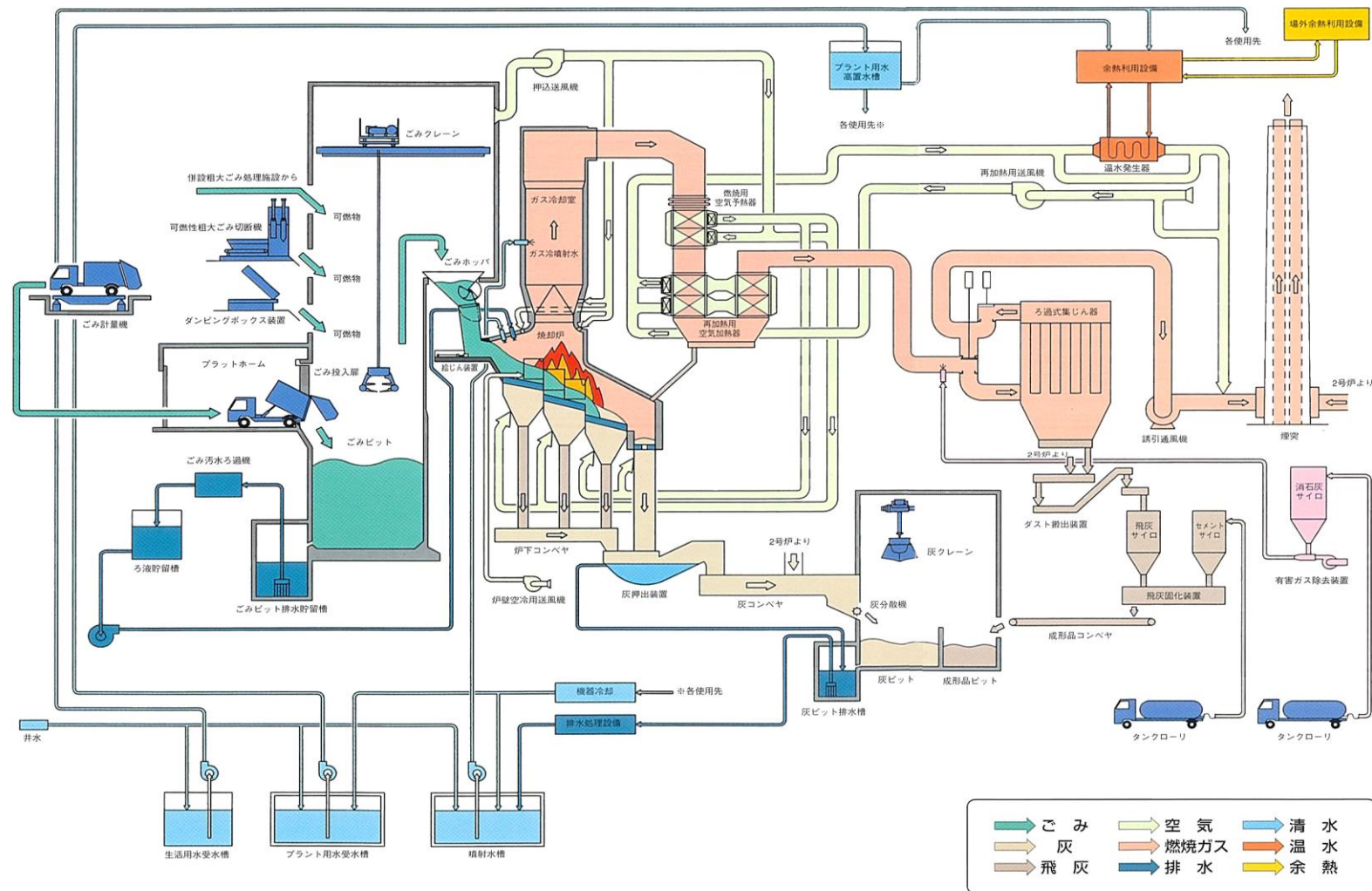


図 3.1.34 ごみ処理工程フロー

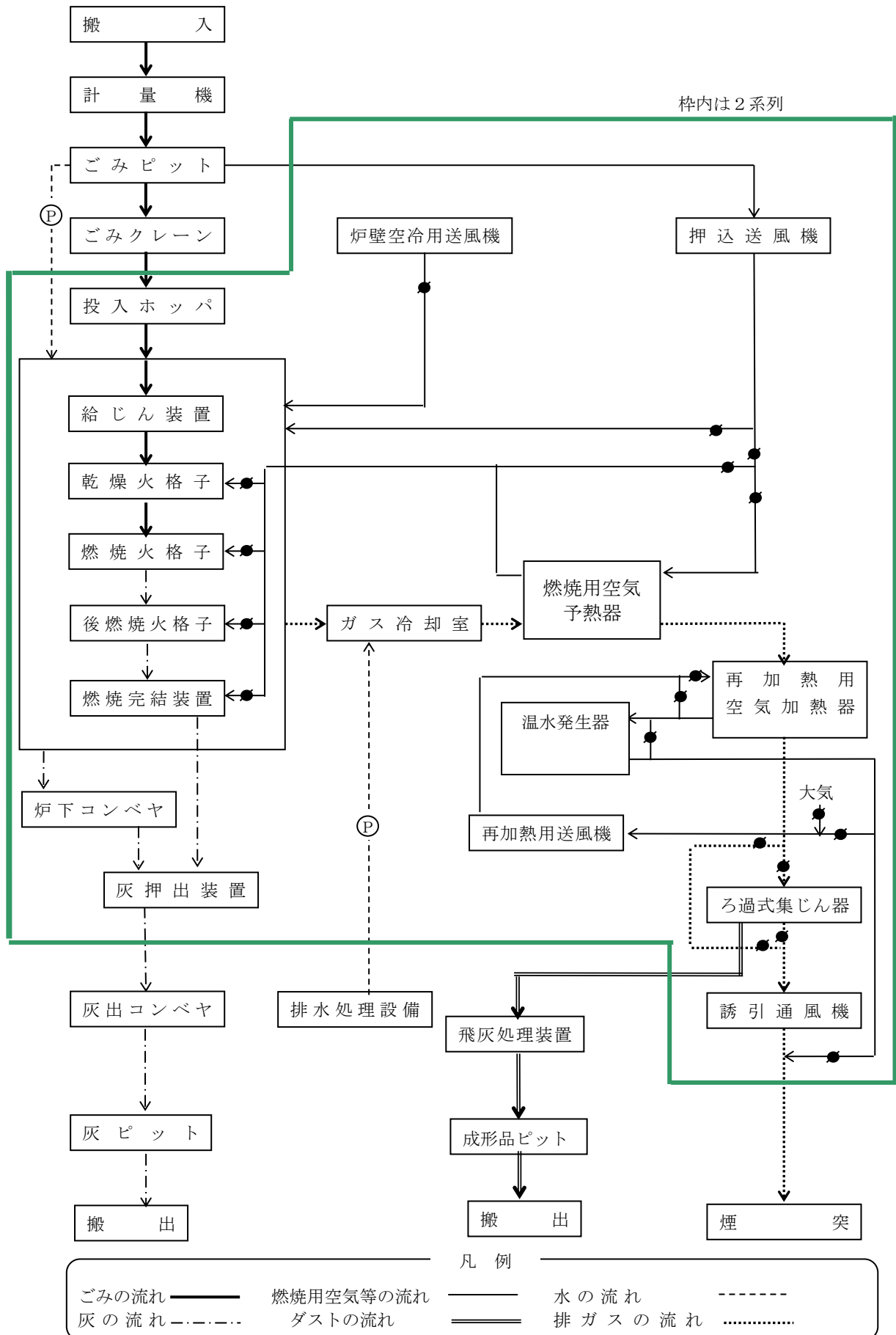
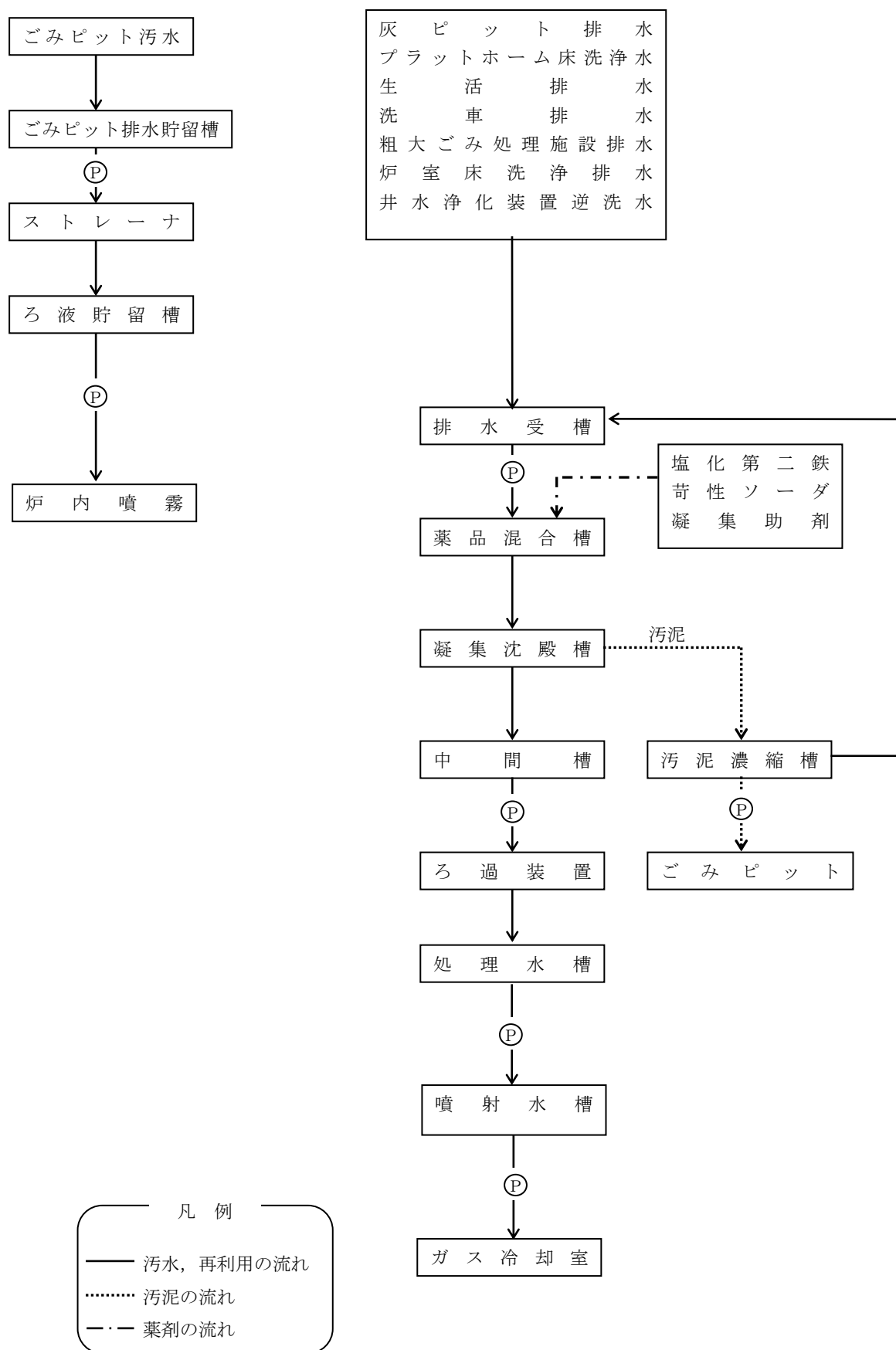


図 3.1.35 排水処理工程フロー



②粗大ごみ処理施設

1. 施設の概略

- | | |
|-------------|--|
| (1) 施設名称 | 阿見町霞クリーンセンター粗大ごみ処理施設 |
| (2) 所在地 | 茨城県稲敷郡阿見町大字追原 2731-2 |
| (3) 破 碎 能 力 | 30t/5h |
| (4) 建設年度 | (着工) 平成 6 年 8 月 ～ (竣工) 平成 9 年 3 月
(稼働) 平成 9 年 4 月 |

2. 施設の運転管理

本施設の運転管理については、最も効率的に運転管理することを目的に、設備の運転操作、保守点検、整備（小規模な補修を含む）、測定、記録等について、民間業者に委託しています。

3. 処理の工程

本施設の処理工程を示す施設概略図は図 3. 1. 36 のとおりです。

○粗大ごみ処理設備一例

中央制御室



破砕機



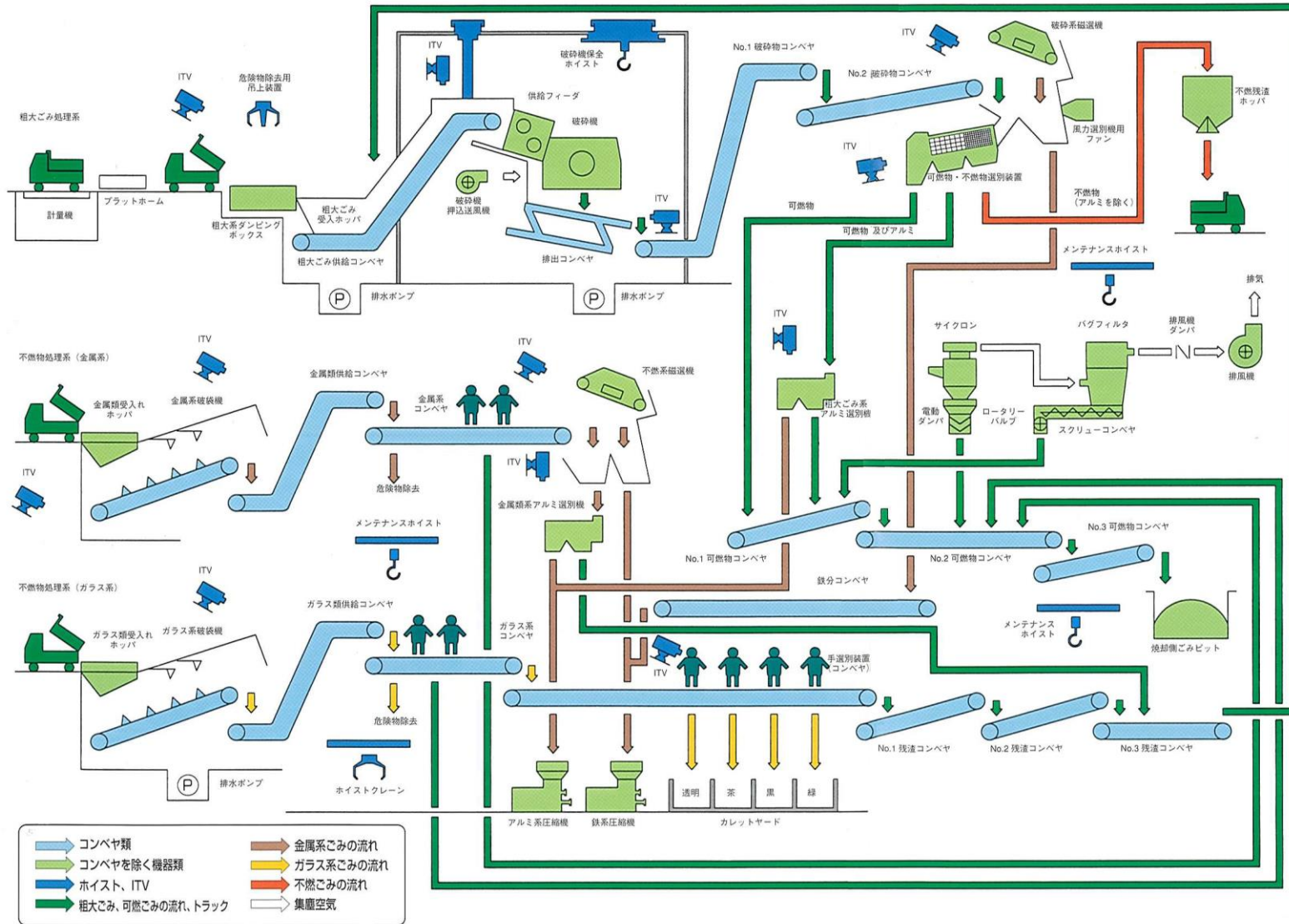
アルミ選別機



金属圧縮機



図 3.1.36 施設概略図



③ペットボトル減容施設

1. 施設の概略

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 施設名称 | 阿見町霞クリーンセンターペットボトル減容施設 |
| (2) 所在地 | 茨城県稲敷郡阿見町大字追原 2731-2 |
| (3) 処理能力 | 100～150kg/h |
| (4) 建設年度 | (竣工) 平成 13 年 3 月
(稼働) 平成 13 年 4 月 |

2. 施設の運転管理

本施設の運転管理については、最も効率的に運転管理することを目的に、設備の運転操作、保守点検、整備（小規模な補修を含む）等について、民間業者に委託しています。

3. 処理の工程

ペットボトルをペットボトル減容機にて圧縮・梱包し、一時保管します。一時保管されたペットボトルは、(公益財団法人)容器包装リサイクル協会に引き渡しています。

○ペットボトル減容施設



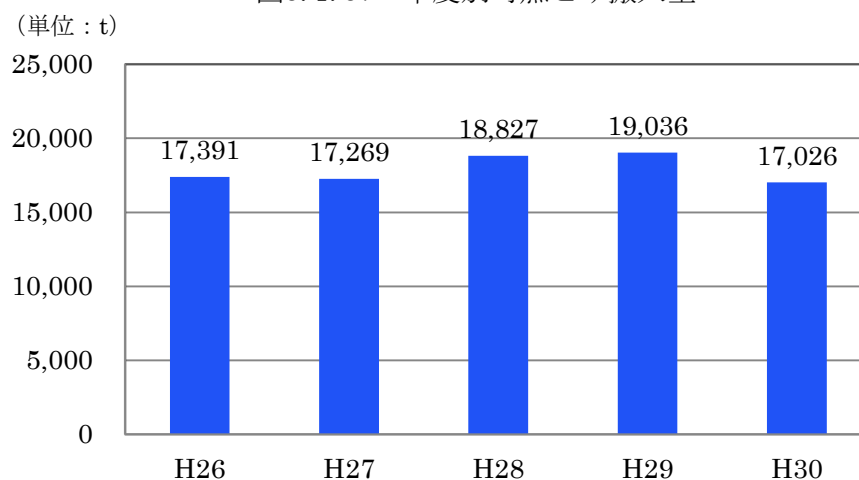
(2) 中間処理施設（霞クリーンセンター）の実績

①ごみ焼却施設

1. 可燃ごみ搬入量

本施設への年度別可燃ごみ搬入量の推移は図 3. 1. 37 に示すとおりです。年度別可燃ごみ搬入量は、平成 26 年度が約 17,391t、平成 27 年度が約 17,269t、平成 28 年度が約 18,827t、平成 29 年度が約 19,036t、平成 30 年度が約 17,026t であり、ほぼ横ばい状況となっています。

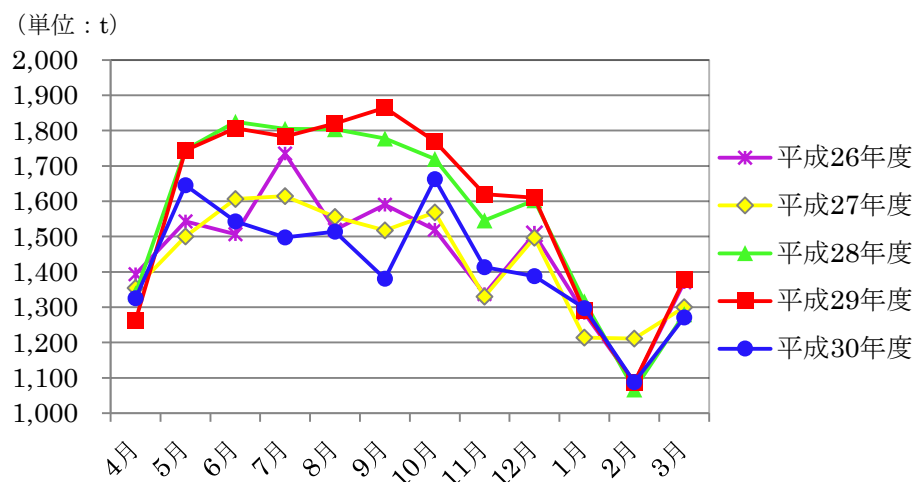
図3. 1. 37 年度別可燃ごみ搬入量



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

また、月別可燃ごみ搬入量の推移は、図 3. 1. 38 に示すとおりです。例年 5～8 月に掛けてごみが多く、2 月が最も少なくなっています。

図3. 1. 38 月別可燃ごみ搬入量の推移



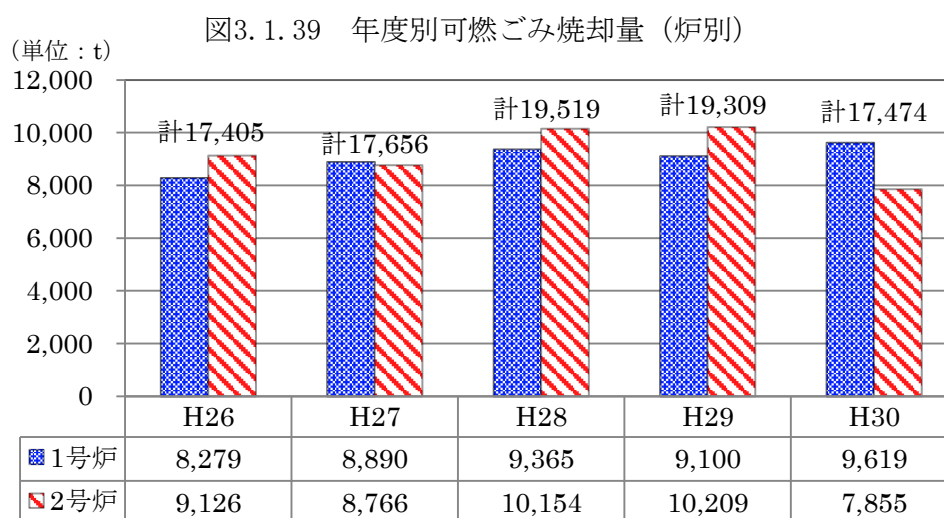
資料：廃棄物対策課 霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況〔年別月別〕

2. ごみ焼却量

本施設での年度別可燃ごみ焼却量は、1・2号炉合計で平成26年度が約17,405t、平成27年度が約17,656t、平成28年度が約19,519t、平成29年度が約19,309t、平成30年度が約17,474tとなっています。

また、炉ごとの年度別可燃ごみ焼却量の推移は図3.1.39に示すとおりです。

年度別可燃ごみ焼却量において、炉ごとに大きな差は見られません。これは、各炉とも長期間停止することなく、正常に稼働していたことを表します。



資料：廃棄物対策課

3. 年間稼働日数及び日平均焼却量

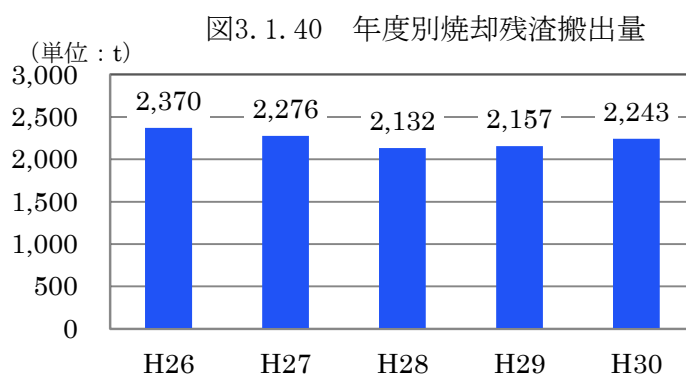
年間稼働日数は、1号炉について、平成26年度が241日、平成27年度が245日、平成28年度が239日、平成29年度が234日、平成30年度が271日となっています。2号炉については、平成26年度が256日、平成27年度が240日、平成28年度が260日、平成29年度が265日、平成30年度が214日となっています。

また、年度別の日平均焼却量は、年平均で1号炉について、平成26年度が約34.4t/日、平成27年度が約36.3t/日、平成28年度が約39.2t/日、平成29年度が約38.9t/日、平成30年度が約35.5t/日となっています。2号炉については、平成26年度が約35.6t/日、平成27年度が約36.5t/日、平成28年度が約39.1t/日、平成29年度が約38.5t/日、平成30年度が約36.7t/日となっており、1号炉及び2号炉ともに、施設能力(42t/16h)内で処理が行われています。長期間停止することがなく正常稼働していたことから、炉により大きな差も見られません。故障により炉が停止した場合、一方の炉に負担をかけてしまうことから、今後も適正な維持管理の継続に努める必要があります。

資料：廃棄物対策課

4. 焼却残渣(灰)搬出量

平成 26～30 年度における年度別焼却残渣搬出量は、図 3. 1. 40 に示すとおり焼却灰(主灰)^{※1}と飛灰^{※2}を合わせて、平成 26 年度が約 2,370t、平成 27 年度が約 2,276t、平成 28 年度が約 2,132t、平成 29 年度が約 2,157t、平成 30 年度が約 2,243t です。ごみ焼却量に対し、焼却残渣の搬出量は約 11.9%～約 14.2%で推移しています。今後、可燃ごみの排出抑制を推進し、また、分別の徹底を促すことにより焼却残渣の減少に努める必要があります。



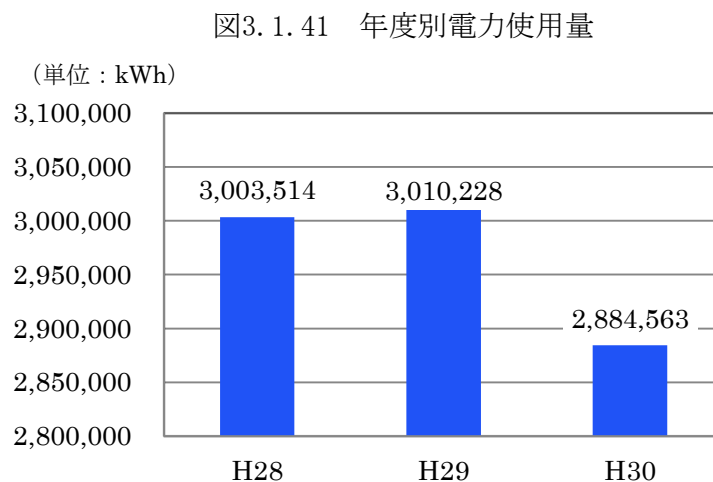
資料：廃棄物対策課

※1 焼却灰(主灰)…焼却炉でごみを燃やした際、炉の底部から排出された燃え殻

※2 飛灰…ごみを焼却したときに発生する排ガスに含まれるばいじん

5. 電力使用量

平成 28～30 年度における年度別電力使用量は、図 3. 1. 41 に示すとおり、平成 28 年度が 3,003,514kWh、平成 29 年度が 3,010,228kWh、平成 30 年度が 2,884,563kWh です。電気料金が値上がりしている昨今では、ごみの排出を抑制することで、施設の運転時間を短くし、電力使用量を削減することが求められます。



資料：廃棄物対策課

②粗大ごみ処理施設

1. 施設搬入量〔資源ごみ（ペットボトルを除く）・不燃ごみ・粗大ごみの収集及び直接搬入量〕

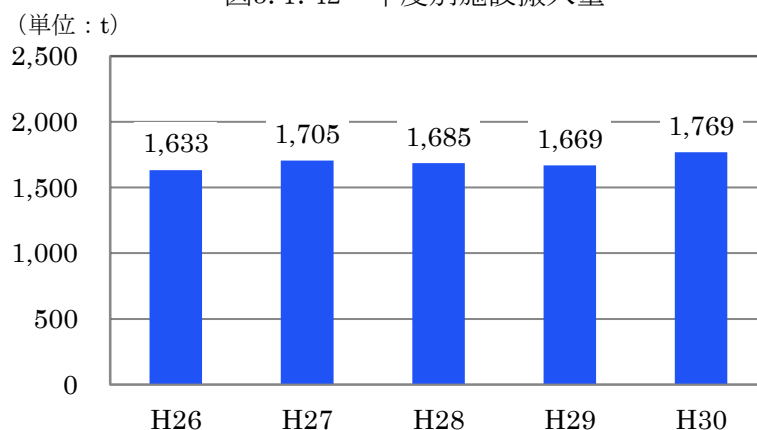
本施設への年度別施設搬入量の推移は、図 3. 1. 42 に示すとおりです。

年度別施設搬入量は平成 26 年度が約 1,633t、平成 27 年度が約 1,705t、平成 28 年度が約 1,685t、平成 29 年度が約 1,669t、平成 30 年度が約 1,769t であり、年度別の搬入量に大きな変動はありません。

また、月別搬入量の推移について、図 3. 1. 43 に示すとおりであり、各年度とも 5 月、12 月に多い傾向を示しています。

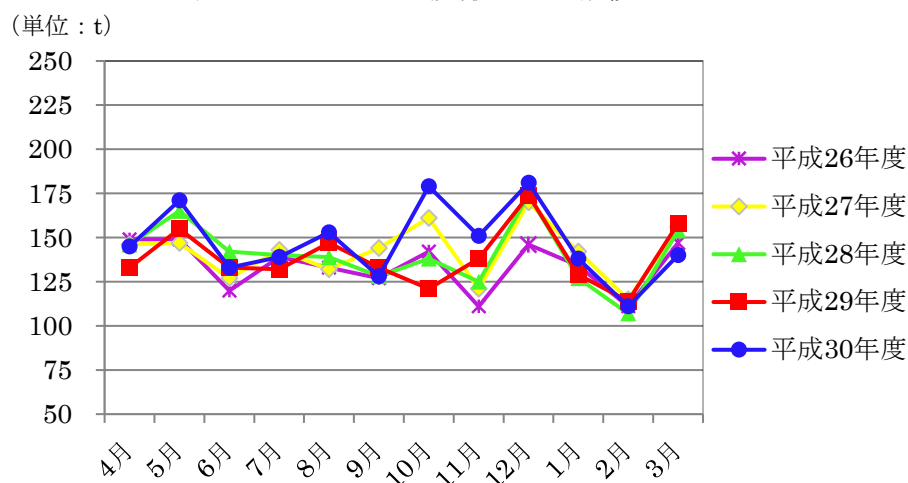
今後、排出者への分別を促すことで資源ごみの搬入量を増やし、粗大ごみについては、リユース（再利用する）への意識高揚による搬入量の削減を図るため、その啓発活動に努める必要があります。

図3. 1. 42 年度別施設搬入量



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

図3. 1. 43 月別施設搬入量の推移



資料：廃棄物対策課 霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況〔年別月別〕

2. 運転日数及び破砕機運転時間

本施設における年度別運転日数及び破砕機運転時間の推移は、図 3. 1. 44 に示すとおりです。

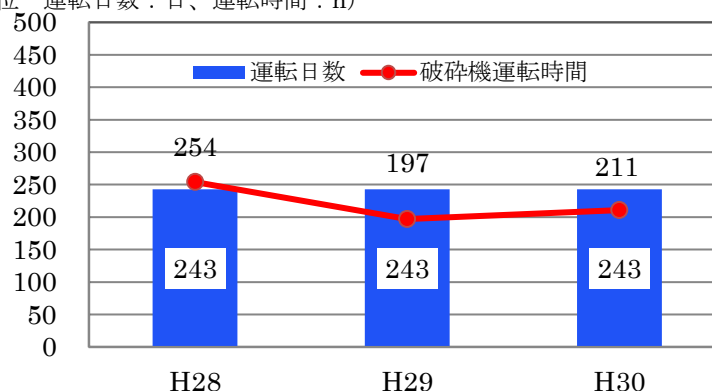
年度別運転日数は、平成 28 年度が 243 日、平成 29 年度が 243 日、平成 30 年度が 243 日であり、大きな変動はありません。

また、破砕機の年間運転時間は、平成 28 年度が約 254 時間、平成 29 年度が 197 時間、平成 30 年度が約 211 時間であり、1 日当たりの破砕機運転時間は年平均で約 0.9 時間となっています。

破砕機は粗大ごみ処理施設において中核を担う設備の一つであり、故障による長期停止のないよう適正な維持管理が求められ、運転に際しては、安全な稼働を心がける必要があります。定期的な維持補修による設備の延命にも努めます。

図3. 1. 44 年度別施設運転日数及び破砕機運転時間

(単位 運転日数：日、運転時間：h)



資料：廃棄物対策課

3. 日平均処理量

粗大ごみの日平均処理量は、平成 28 年度が約 2.48t/日、平成 29 年度が約 2.63t/日、平成 30 年度が約 2.83t/日です。処理能力 18t/5h に対して大きく下回っています。

不燃物（金属系）の日平均処理量は、年度順に約 5.77t/日、約 6.05t/日、約 5.71t/日となっており、処理能力 6t/5h に近い運転をしています。

不燃物（ガラス系）の日平均処理量は、年度順に約 1.55t/日、約 1.57t/日、約 1.71t/日となっています。処理能力 6t/5h に対して大きく下回っています。

各種別にて処理能力内での稼働をしており、今後も処理能力内での効率的な処理に努めます。

資料：廃棄物対策課

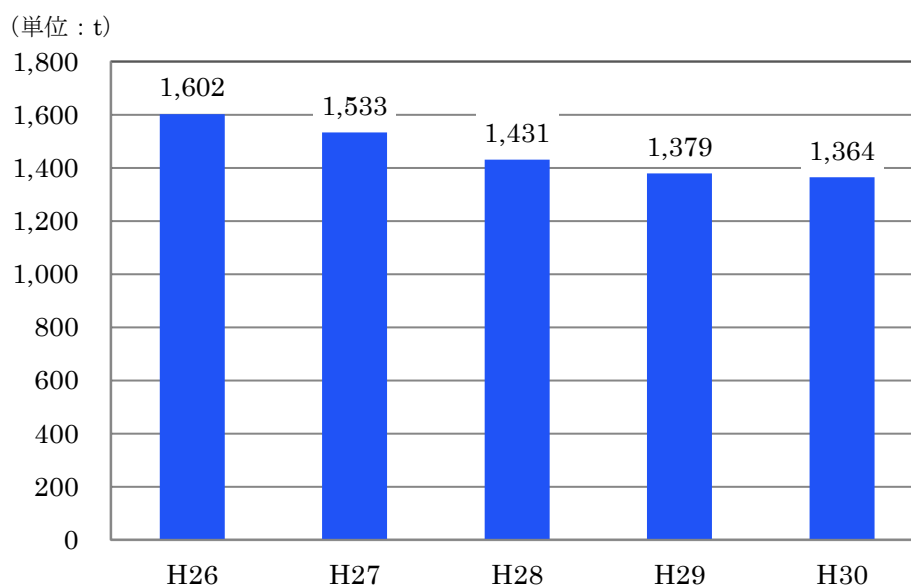
4. 資源化量（金属・アルミ・ビン類・紙布類・廃乾電池・廃家電）

施設搬入ごみを処理した後、資源物として回収された量は、図 3. 1. 45 に示すとおりです。

平成 26 年度が約 1,602t、平成 27 年度が約 1,533t、平成 28 年度が約 1,431t、平成 29 年度が約 1,379t、平成 30 年度が約 1,364t となっています。

平成 26 年度からは小型家電リサイクルを開始しており、資源化量の向上に向けた取り組みを実施しています。今後も資源化に向けた取り組みを推進し、資源化量の向上に努める必要があります。

図3. 1. 45 年度別資源化量（金属・アルミ・ビン類・紙布類・廃乾電池・廃家電）



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

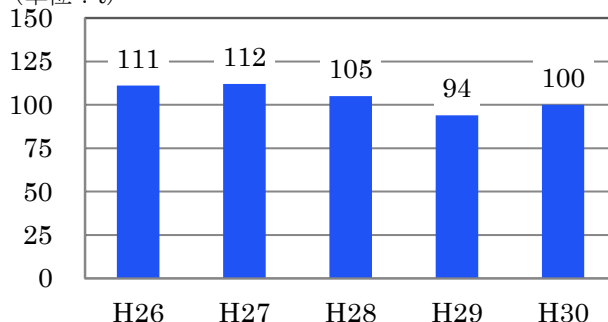
③ペットボトル減容施設

1. 年度別ペットボトル搬出量

本施設からの年度別搬出量の推移は、図 3. 1. 46 に示すとおりです。

年度別の搬出量に大きな変動はありません。ペットボトルは燃えるごみとして出されやすい傾向にあることから、分別に対する意識高揚を図るため、その啓発活動に努める必要があります。

図3. 1. 46 年度別ペットボトル搬出量
(単位：t)

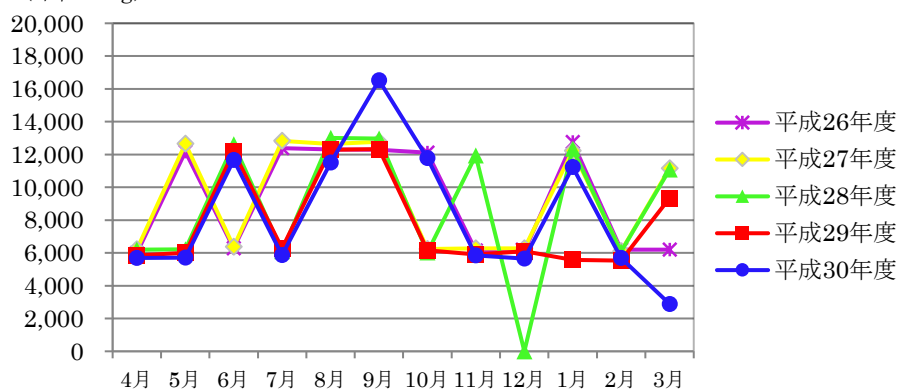


資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

2. 月別ペットボトル搬出量

月別ペットボトル搬出量の推移について、図 3. 1. 47 に示すとおりであり、各年度とも夏季に多い傾向を示しています。

(単位：kg) 図3. 1. 47 月別ペットボトル搬出量の推移



(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	5,990	12,180	6,280	12,380	12,310	12,290	12,120	6,140	6,110	12,750	6,190	6,200
H27	6,220	12,660	6,380	12,830	12,640	12,770	6,230	6,270	6,280	12,230	6,100	11,150
H28	6,200	6,220	12,630	6,100	13,010	12,980	6,030	11,930	0	12,350	6,080	11,080
H29	5,850	6,010	12,160	6,270	12,280	12,330	6,160	5,910	6,100	5,570	5,530	9,350
H30	5,700	5,720	11,660	5,870	11,500	16,520	11,790	5,840	5,660	11,240	5,700	2,890

資料：廃棄物対策課 霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況〔年別月別〕

(3) 公害防止対策等に関する定期検査

霞クリーンセンターでは、公害を防止するため、各法令に基づき、また周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、定期的にごみ質、排ガス、焼却残渣、ダイオキシン類、作業環境測定、放射性物質濃度の検査を実施しています。定期検査の内容及び頻度については、表 3.1.48 に示すとおりです。

今後も公害防止のため、各法令を遵守した定期検査を継続するとともに、周辺住民への環境配慮により一層努める必要があります。

表 3.1.48 定期検査の内容

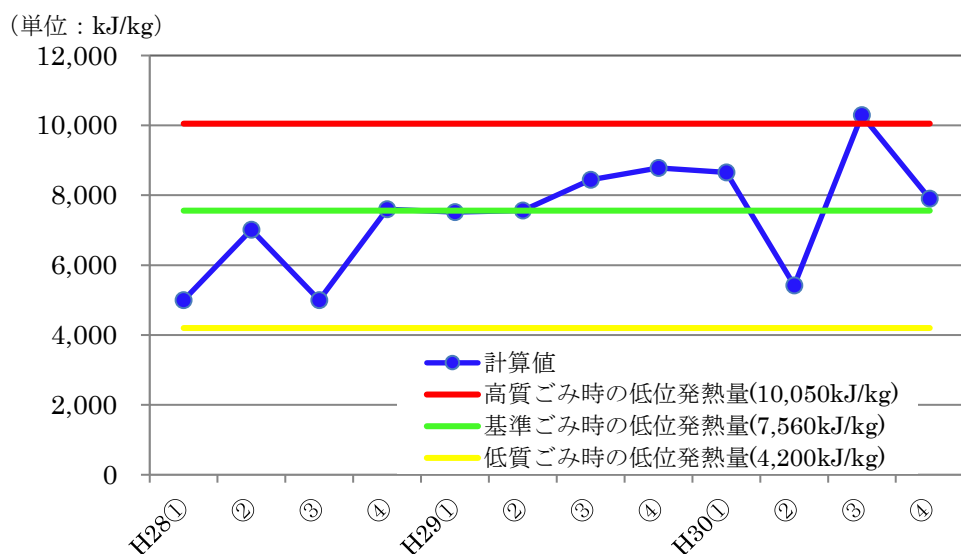
項 目	測 定 項 目	測定頻度	測定
ご み 質	単位体積重量，重量種類組成，三成分，低位発熱量	4 回／年	委託
排 ガ ス	ばいじん濃度，硫黄酸化物濃度及び排出量，窒素酸化物濃度，塩化水素濃度	6 回／年・炉	委託
焼 却 残 渣	焼却残渣の熱灼減量	1 回／月	委託
	焼却灰（主灰）溶出試験	3 回／年	委託
	飛灰溶出試験		
ダイオキシン類	排ガス中，飛灰中，焼却灰中のダイオキシン類濃度	1 回／年	委託
作 業 環 境 測 定	集じん機室，ダスト固化室，焼却炉室のダイオキシン類	2 回／年	委託
放 射 性 物 質	排ガスの放射性物質濃度の測定 焼却灰（主灰）の放射性物質濃度の測定 飛灰の放射性物質濃度の測定	1 回／月	委託

① ごみ質

環境省通達（環整 95 号）に基づき、年間 4 回ごみ質分析を実施しています。平成 28～30 年度の 3 年間ににおける低位発熱量^{※1}（計算値）の推移は、図 3.1.49 に示すとおりであり、平均すると基準ごみ時の低位発熱量に近い数字で推移しています。

また、ごみの種類については、直近年度（平成 30 年度）の年平均で、紙・布類が約 54.4%、プラスチック類が約 22.8%、木・竹類が 7.2%、厨芥（生ごみ）類が 12.9%、不燃物が 0.8%、その他約 1.9%となっています。

図3.1.49 低位発熱量（計算値）の推移



(単位：kJ/kg)

	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
平成 28 年度	5, 000	7, 010	5, 000	7, 600
平成 29 年度	7, 520	7, 560	8, 440	8, 780
平成 30 年度	8, 650	5, 420	10, 290	7, 900

資料：廃棄物対策課

注 ごみが高質であると、カロリーが高く水分が少ないことが想定されます。水分量が少ないと焼却炉内の温度が上がりやすく、炉への負担が大きくなります。また、ごみが低質であると、カロリーが少なく水分が多いことが想定されます。水分が多すぎても燃焼に時間を費やすことから、炉への負担が大きくなります。

※1 低位発熱量…燃料中の水素から生成する水及び本来含まれている水分の蒸発熱を総発熱量^{※2} から差し引いたもの。焼却施設では、一般的に低位発熱量が用いられる。

※2 総発熱量…水分の蒸発熱を含めた発熱量

②排ガス

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5、「大気汚染防止法」第15条関係及び環境省通達（環整95号）に基づき、排ガス中のばいじん濃度、硫黄酸化物濃度及び排出量、窒素酸化物濃度及び塩化水素濃度の測定を実施しています。平成28～30年度の過去3年間における各項目の測定頻度は各炉とも年間6回行われており、以下に、過去3年間の測定実績と関連法規制との比較を示します。

1. ばいじん濃度

3年間におけるばいじん濃度（酸素12%換算値）は、大気汚染防止法の排出基準値（ $0.15\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下）以下となっています。

2. 硫黄酸化物排出濃度及び排出量

3年間における硫黄酸化物排出量は、全検体において大気汚染防止法の排出基準（ $K\text{値}=13.0$ ）から算出される排出量以下となっています。

また、排出濃度測定実績を見ても全検体において設計条件（100ppm以下）以下となっています。

3. 窒素酸化物濃度

3年間における窒素酸化物濃度（酸素12%換算値）は、全検体において大気汚染防止法の排出基準（250ppm以下）並びに施設の設計条件（200ppm以下）以下となっています。

4. 塩化水素濃度

3年間における塩化水素濃度（酸素12%換算値）は、全検体において大気汚染防止法の排出基準（ $700\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ 以下）並びに施設の設計条件（100ppm以下）以下となっています。

③焼却残渣（灰）

焼却残渣（灰）の熱灼減量※¹測定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5第1項第2号ニに基づき、環境省通達（環整95号）の規定に準じて、月1回行われています。

平成28～30年度の過去3年間における焼却残渣（灰）の熱灼減量は、全検体において廃棄物処理法の維持管理基準（10%以下）以下となっています。

また、特別管理一般廃棄物に該当する飛灰については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条の2第2号ロに基づき、環境庁告示第42号に規定される基準にて処分しており、安心・安全のため、飛灰及び焼却灰（主灰）の溶出試験を実施しています。

特別管理一般廃棄物に対する溶出基準は、環境省通達（環水企第182号）により、産業廃棄物に対する溶出基準※²を適用することとされていますが、平成28～30年度の過去3年間における飛灰及び焼却灰（主灰）の溶出試験結果は、いずれも産業廃棄物に適用される基準値を下回っています。

※1 熱灼減量…灰に含まれる可燃分の割合

※2 産業廃棄物に対する溶出基準…「金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第5号）」に定められた基準値

アルキル水銀：不検出，水銀：0.005mg/L以下，カドミウム：0.3mg/L以下，鉛：0.3mg/L以下，六価クロム：1.5mg/L以下，砒素：0.3mg/L以下，セレン：0.3mg/L以下

④ダイオキシン類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排ガス中、飛灰中、焼却灰中のダイオキシン類濃度の測定を実施しています。以下に、平成28～30年度の過去3年間における測定実績と関連法規制との比較を示します。

1. 排ガス中のダイオキシン類濃度

排ガス中のダイオキシン類濃度は、全検体についてダイオキシン類対策特別措置法の排出基準（5ng-TEQ/m³N 以下）並びに施設の設計条件（5ng-TEQ/m³N 以下）を下回っています。

2. 焼却灰中のダイオキシン類濃度

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、全検体についてダイオキシン類対策特別措置法の排出基準（3ng-TEQ/g 以下）並びに施設の設計条件（3ng-TEQ/g 以下）を下回っています。

3. 飛灰中のダイオキシン類濃度

飛灰は薬剤処理を実施しているため、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準（3ng-TEQ/g 以下）は適用されませんが、薬剤処理していない場合の排出基準（3ng-TEQ/g 以下）並びに施設の設計条件（3ng-TEQ/g 以下）を下回っています。

⑤作業環境測定

「労働安全衛生規則」、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び環境省通達（環廃対 183 号）に基づき、作業環境測定を年間 2 回各測定場所において実施しています。

作業環境測定実績は、表 3. 1. 50 に示すとおりです。

表 3. 1. 50 作業環境測定結果

測定場所	年度	第 1 回 測定年月日	管理区域	第 2 回 測定年月日	管理区域
焼却炉内（1 号炉）	平成 28 年度	H28. 6. 20	第 3 管理区域	H29. 1. 30	第 1 管理区域
	平成 29 年度	H29. 6. 19	第 2 管理区域	H29. 11. 13	第 1 管理区域
	平成 30 年度	H30. 6. 18	第 1 管理区域	H30. 12. 3	第 1 管理区域
焼却炉内（2 号炉）	平成 28 年度	H28. 6. 20	第 3 管理区域	H29. 1. 30	第 2 管理区域
	平成 29 年度	H29. 6. 19	第 1 管理区域	H29. 11. 13	第 1 管理区域
	平成 30 年度	H30. 6. 18	第 1 管理区域	H30. 12. 3	第 1 管理区域
2 階集じん機室周辺	平成 28 年度	H28. 7. 1	第 1 管理区域	H29. 1. 10	第 1 管理区域
	平成 29 年度	H29. 7. 3	第 1 管理区域	H30. 1. 10	第 1 管理区域
	平成 30 年度	H30. 7. 12	第 1 管理区域	H31. 1. 10	第 1 管理区域
2 階ダスト固化室	平成 28 年度	H28. 7. 1	第 1 管理区域	H29. 1. 10	第 1 管理区域
	平成 29 年度	H29. 7. 3	第 2 管理区域	H30. 1. 10	第 1 管理区域
	平成 30 年度	H30. 7. 12	第 1 管理区域	H31. 1. 10	第 1 管理区域

※ 管理区域については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に規定されており、第 1 管理区域、第 2 管理区域、第 3 管理区域と値が大きくなるにしたがって、ダイオキシン類濃度が高く、より一層のばく露防止対策が必要となることから、各管理区域によって、保護服の規定等が設けられています。

⑥放射性物質濃度測定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響に伴い、平成 23 年 7 月より焼却灰及び飛灰を、8 月より排ガスの放射性物質濃度の測定を実施しています。測定実績は、表 3.1.51 に示すとおりです。

平成 23 年度は、飛灰に含まれる放射性セシウムが 8,000 ベクレルの値を超える月も見られ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」第 14 条第 1 項の規定により指定廃棄物となっています。

そのため、平成 23 年 7 月、8 月、10 月に発生した指定廃棄物については、国が示す保管基準に基づき、霞クリーンセンター内に新設した倉庫に厳重に保管されています。今後についても、国・県の動向を見ながら、国が方針を決定するまでの間、慎重にかつ厳重に保管していく必要があります。

平成 28～30 年度における焼却灰及び飛灰、排ガスの放射性物質濃度の測定実績は、すべての月において基準値の値を下回っています。

表 3.1.51 放射性物質濃度測定結果

平成 28 年度

(単位：灰＝Bq/kg、排ガス＝Bq/ノルマル立方メートル)

項目		放射性物質	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
排ガス	1 号炉	放射性ヨウ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	2 号炉	放射性ヨウ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
飛灰		放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム	1,460	1,320	1,420	1,190	880	830	1,400	1,000	950	504	744	660
主灰		放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム	492	不検出	286	348	347	229	324	247	182	119	130	100

平成 29 年度

項目		放射性物質	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
排 方 ス	1 号炉	放射性ヨウ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—
	2 号炉	放射性ヨウ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
飛 灰		放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム	1,480	1,380	1,490	1,060	880	833	990	757	651	522	275	305
主 灰		放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム	380	384	292	300	279	206	171	271	130	73	59	81

平成 30 年度

項目		放射性物質	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
排ガス	1 号炉	放射性ヨウ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—	—
	2 号炉	放射性ヨウ素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
飛灰		放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム	1.010	1.020	745	749	779	545	615	669	690	242	313	320
主灰		放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
		放射性セシウム	293	200	190	140	160	150	170	328	150	71	150	90

注 不検出…灰：10 Bq/kg未満、排ガス（ヨウ素）：1 Bq/ノルマル立方メートル、排ガス（セシウム）：2 Bq/ノルマル立方メートル

6) 最終処分概要

最終処分とは、中間処理を経て出てきた残渣（灰及び有用金属を除いた不燃物を細かく破碎したもの）を処分することで、ごみが発生した際に必要な最終工程です。

本町では、独自に最終処分場を有しており、以下のように最終処分を行っています。

(1) 最終処分場（さくらクリーンセンター）について

本町では、中間処理施設（霞クリーンセンター）から発生する焼却残渣（灰）や不燃残渣（有用金属を除いた燃えないごみを細かく破碎したもの）を図 3.1.52 に示す阿見町さくらクリーンセンターにて最終処分（埋立処分）しています。また、施設の全体配置図は図 3.1.53 であり、施設全体の概要は表 3.1.54 に示すとおりです。

なお、さくらクリーンセンターは、焼却残渣や不燃残渣を処分する『埋立処分場施設』と埋立処分場施設から浸出してくる水を処理する『浸出水処理施設』に分かれており、埋立地の延命化や浸出水処理施設の適正管理が求められています。

図 3.1.52 阿見町さくらクリーンセンター位置図



図 3.1.53 施設の全体配置図



表 3.1.54 施設全体の概要

施 設 名 称	阿見町さくらクリーンセンター
所 在 地	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗 3565
敷 地 面 積	47,800 m ²
総 事 業 費	12 億 8,263 万円 埋立処分場施設 7 億 1,570 万 2,000 円 浸出水処理施設 5 億 6,692 万 8,000 円
工 期	平成 8 年 9 月～平成 10 年 3 月

①埋立処分場施設

1. 施設の概略

(1) 施設名称	阿見町さくらクリーンセンター埋立処分場施設
(2) 所在地	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗 3565
(3) 埋立面積	約 17,400 m ²
(4) 埋立容量	約 66,200 m ³
(5) 埋立条件	
埋立構造	準好気性埋立
埋立方式	セル&サンドイッチ工法
埋立物	焼却残渣、不燃残渣

2. 施設の管理

本施設の管理については、最も効率的に管理することを目的に、埋立地の整備、覆土管理用重機の運転操作等について、民間業者に委託しています。

②浸出水处理施設

1. 施設の概略

(1) 施設名称	阿見町さくらクリーンセンター浸出水处理施設
(2) 所在地	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗 3565
(3) 処理能力	25 m ³ /日
(4) 調整槽容量	1,200 m ³
(4) 水処理	凝集沈殿処理（カルシウム） ＋生物処理（回転円板、浸漬ろ床） ＋凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過、活性炭吸着） ＋塩素滅菌処理
(4) 汚泥処理	重力濃縮＋遠心脱水

2. 施設の運転管理

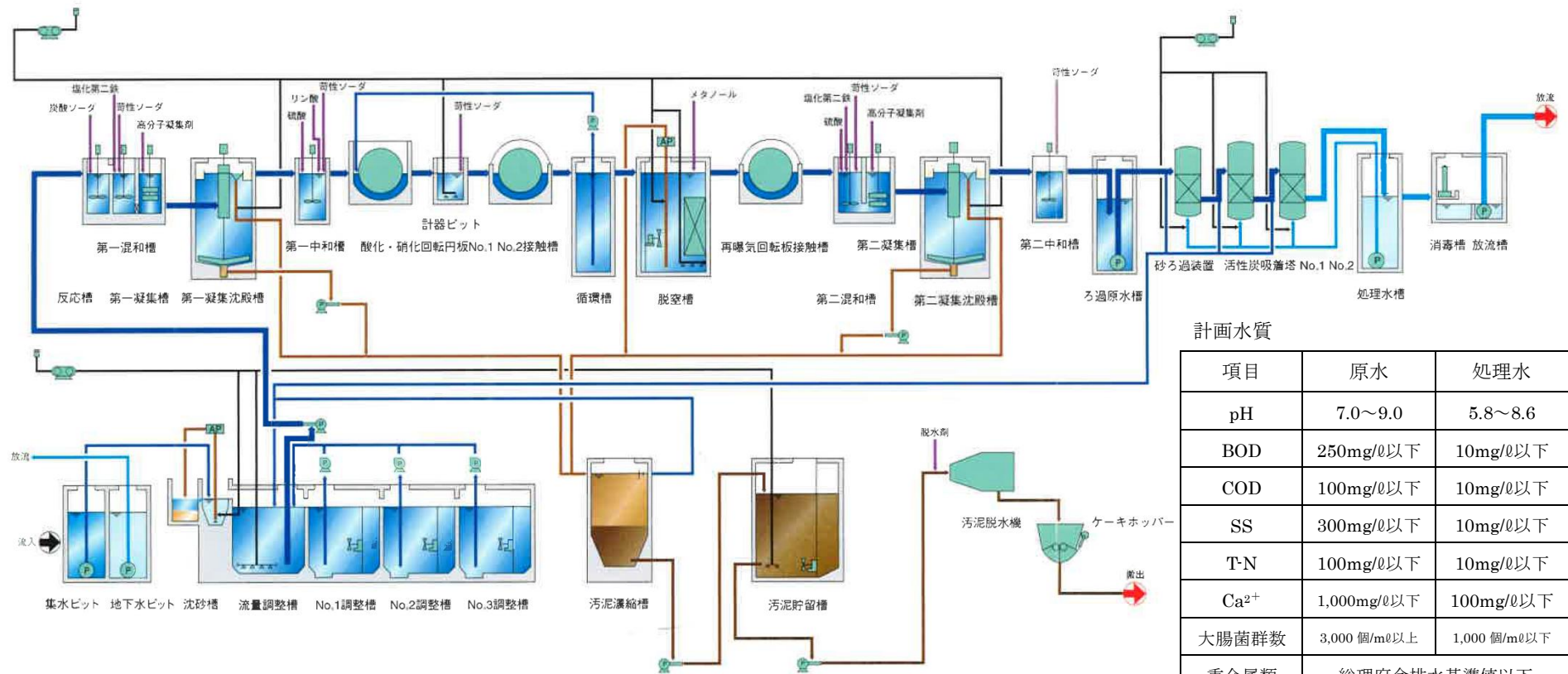
本施設の運転管理については、最も効率的に運転管理することを目的に、設備の運転操作、保守点検、整備（小規模な補修を含む）、測定、記録等について、民間業者に委託しています。

3. 処理の工程

本施設における浸出水の処理工程フローは図 3.1.55 に示すとおりです。

図 3.1.55 浸出水処理工程フロー

フローシート



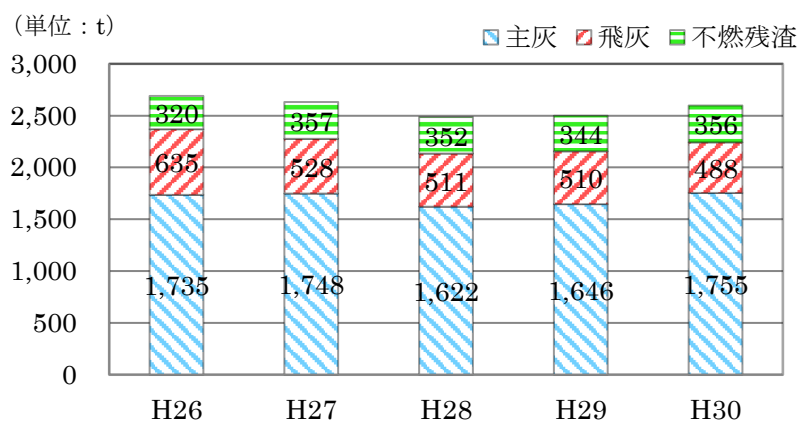
(2) 最終処分場（さくらクリーンセンター）の実績

①埋立処分場施設

1. 最終処分量

本施設での最終処分量の推移は図 3. 1. 56 に示すとおりです。年度別最終処分量は、焼却残渣(主灰・飛灰)及び不燃残渣の合計で、平成 26 年度が約 2, 690t、平成 27 年度が約 2, 633t、平成 28 年度が約 2, 485t、平成 29 年度が約 2, 500t、平成 30 年度が約 2, 599t となっており、大きな変動は見られません。

図3. 1. 56 年度別最終処分量



資料：廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

また、埋立処分場施設については、埋立容量に限りがあり、表 3. 1. 57 に示す埋立重量及び埋立容量の実績・予測では、令和 15 年度に埋立完了時期を迎えることが予測されることから、ごみの排出抑制や資源化を推進し、最終処分量の削減に努めるなど、施設の延命化が求められます。

表 3.1.57 埋立重量及び埋立容量の実績・予測

単位：m³

	年度	H10～26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
埋 立 量	経過年数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	年合計	-	2,752.05	1,798.87	1,604.59	2,190.37	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61
	累計	39,886.59	42,638.64	44,437.51	46,042.1	48,232.47	50,410.08	52,587.69	54,765.3	56,942.91	59,120.52
	残余容量	39,246.62	36,494.57	34,695.7	33,091.11	30,900.74	28,723.13	26,545.52	24,367.91	22,190.3	20,012.69

実績 ← → 予測

	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
埋 立 量	経過年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	年合計	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61	2,177.61
	累計	61,298.13	63,475.74	65,653.35	67,830.96	70,008.57	72,186.18	74,363.79	76,541.4	78,719.01	80,896.62
	残余容量	17,835.08	15,657.47	13,479.86	11,302.25	9,124.64	6,947.03	4,769.42	2,591.81	414.2	-1,763.41

注1 埋立容量は当初設計 66,200 m³から 79,133.21 m³へ変更している。注2 79,133.21 m³の内訳：右側部分（埋立部分 26,239.4 m³＋盛土部分 14,526 m³）、左側部分（埋立部分 23,869.81 m³＋盛土部分 14,498 m³）

埋立部分は、測量による実測値。盛土部分は、さくらクリーンセンター埋立基本計画 P7 ケース 1 より引用。

注3 埋立量年合計は、主灰・飛灰（固化）・不燃残渣・覆土の合計値

注4 H30 までの埋立量累計は測量による。

注5 R1 からの予測埋立量は、過去 3 年間（H28～H30）の埋立量平均値（1,864.61 m³/年）と覆土量平均値 313 m³/年の合計値を採用。

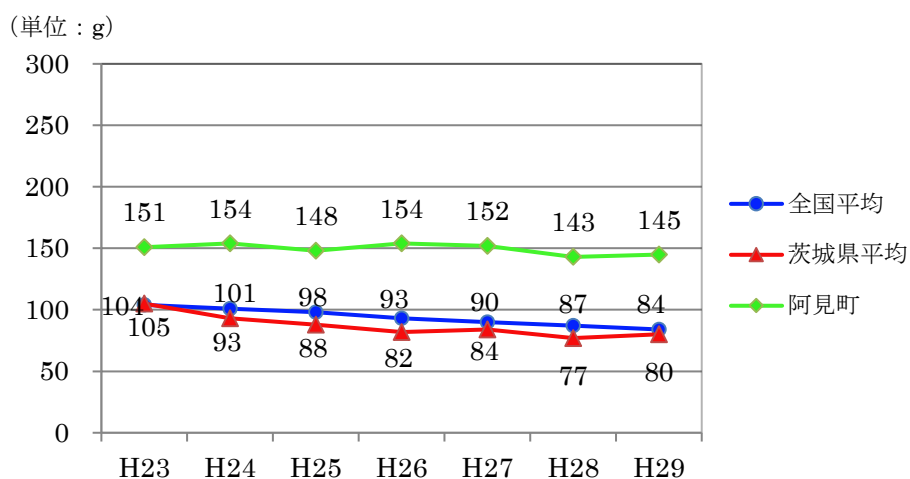
覆土量平均値については、さくらクリーンセンター埋立基本計画 P15 より引用。

資料：廃棄物対策課

2. 1人1日当たりの最終処分量の比較

平成23年度からの1人1日当たりの最終処分量の全国平均、茨城県平均、阿見町との比較は図3.1.58に示すとおりです。中間処理施設にて熔融炉を有する、また熔融炉を有する民間施設に処分を委託するなど、熔融化させることで埋立量を削減している自治体も少なくないことから、全国平均及び茨城県平均と比較すると、1人1日当たりの最終処分量が多いことがわかります。

図3.1.58 1人1日当たりの最終処分量の比較



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

茨城県「一般廃棄物処理事業」

阿見町廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

②浸出水処理施設

1. 埋立処分場施設からの送水量

本施設の年度別送水量の推移は図 3. 1. 59 に示すとおりです。年度別送水量は、平成 26 年度が約 10,954 m³、平成 27 年度が約 11,137 m³、平成 28 年度が約 10,191 m³、平成 29 年度が約 10,400 m³、平成 30 年度が約 10,570 m³となっています。

また、月別日送水量の推移は、図 3. 1. 60 に示すとおりです。月によって変動はありますが、特に決められた月での大小は見られません。

送水量は雨量に比例しており、雨量が多ければ送水量も多くなります。

図3. 1. 59 年度別送水量

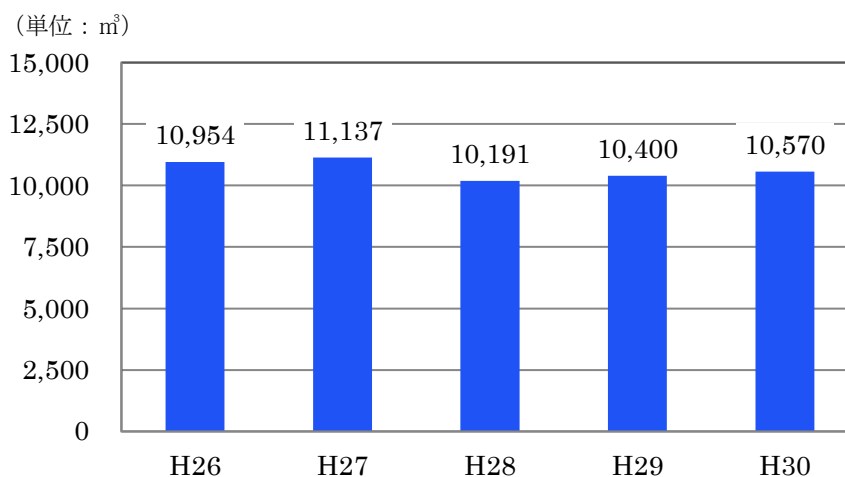
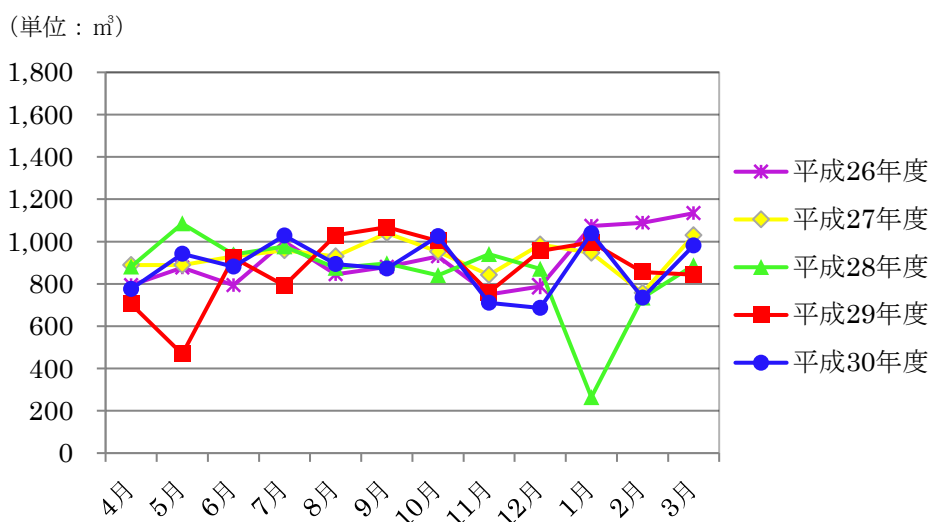


図3. 1. 60 月別送水量の推移



※H28. 1 月は工事があったため、施設の運転を一時停止。

資料：廃棄物対策課

2. 処理水量

本施設の年度別処理水量の推移は図 3. 1. 61 に示すとおりです。年度別処理水量は、平成 26 年度が約 8,614 m³、平成 27 年度が約 8,568 m³、平成 28 年度が約 8,389 m³、平成 29 年度が約 8,463 m³、平成 30 年度が約 7,855 m³となっています。

また、月別処理水量の推移は図 3. 1. 62 に示すとおりです。月によって変動はありますが、特に決められた月での大小は見られません。

図3. 1. 61 年度別処理水量

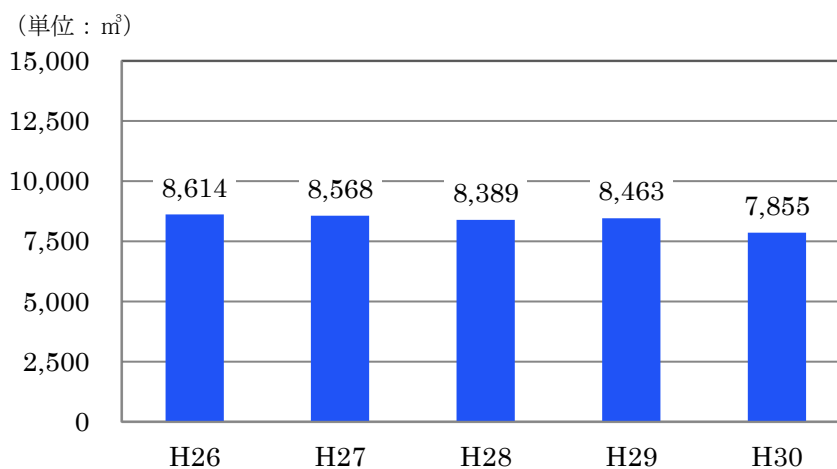
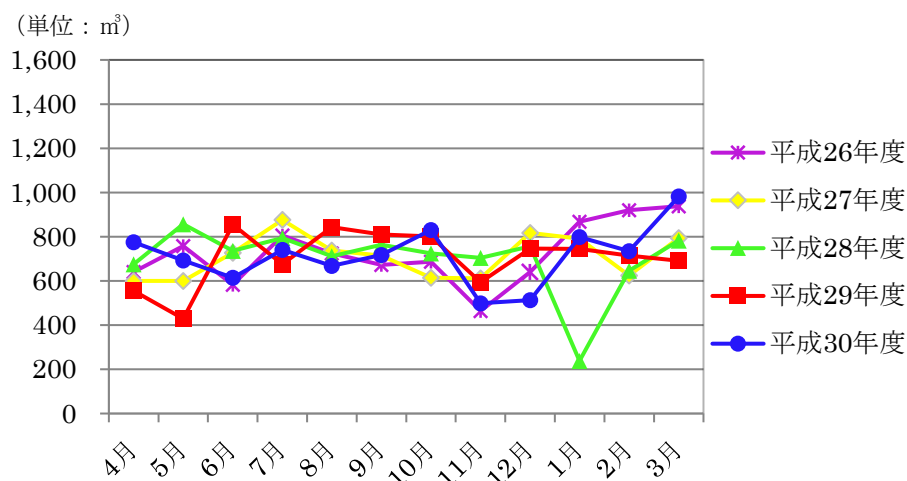


図3. 1. 62 月別処理水量の推移



※1 月は工事があったため、施設の運転を一時停止。

注 送水量に応じて水を処理していますが、効率良く一定量を処理することを目的に、浸出水処理施設内に調整槽を設けていることから、送水量と処理水量は同量とは限りません。

(3) 公害防止対策等に関する定期検査

さくらクリーンセンターでは、公害を防止するため、各法令に基づき、また周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、定期的に水質の検査を実施しています。水質検査の内容及び頻度については、表 3.1.63 に示すとおりです。

今後も公害防止のため、各法令を遵守した定期検査を継続するとともに、周辺住民への環境配慮により一層努める必要があります。

表 3.1.63 水質検査の内容

項 目	測 定 項 目	測定頻度	測定
原 水	浸出水原水の水質検査 15 項目	4 回／年	委託
放 流 水	放流水の水質検査 43 項目 放流水の水質検査（ダイオキシン類） 放流水の水質検査 8 項目	1 回／年 1 回／年 1 回／月	委託
観 測 井 戸	観測井戸の水質検査 61 項目 観測井戸の水質検査（ダイオキシン類） 観測井戸の水質検査 2 項目	1 回／年 1 回／年 1 回／月	委託
放 射 性 物 質	原水、地下水、放流水、汚泥の放射性物質濃度の測定	1 回／月	委託

①原水

定期的に処分場からの浸出水の水質調査を実施しています。原水については法令上の基準値が設けられていませんが、化学的酸素要求量（COD）が計画水質（100 以下）※を上回る状況が見受けられます。

②放流水

定期的に放流水の水質調査を実施しています。放流水については法令上基準値が設けられており、供用開始からこれまでに基準値を超えた値は検出されていません。計画水質※にもおおむね適合しています。

③観測井戸

定期的に観測井戸（No. 1 と No. 2）の水質調査を実施しています。観測井戸の水質については法令上基準値が設けられており、供用開始からこれまでに基準値を超えた値は検出されていません。

④放射性物質濃度測定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響に伴い、平成 23 年 7 月より放流水及び地下水の放射性物質濃度の測定を実施しています。平成 28 年度から平成 30 年度までの測定実績は、表 3.1.64 に示すとおりであり、全て不検出となっています。

※ 想定される水質値で、施設建設の際に設定した計画値

表 3. 1. 64 放射性物質濃度測定結果

○平成 28 年度

(単位：ベクレル/kg)

項目	放射性物質	4/26	5/24	6/7	7/12	8/16	9/13	10/11	11/15	12/14	1/17	2/14	3/3
放流水	放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
地下水	放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

○平成 29 年度

項目	放射性物質	4/25	5/9	6/6	7/11	8/8	9/12	10/10	11/14	12/12	1/9	2/13	3/2
放流水	放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
地下水	放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

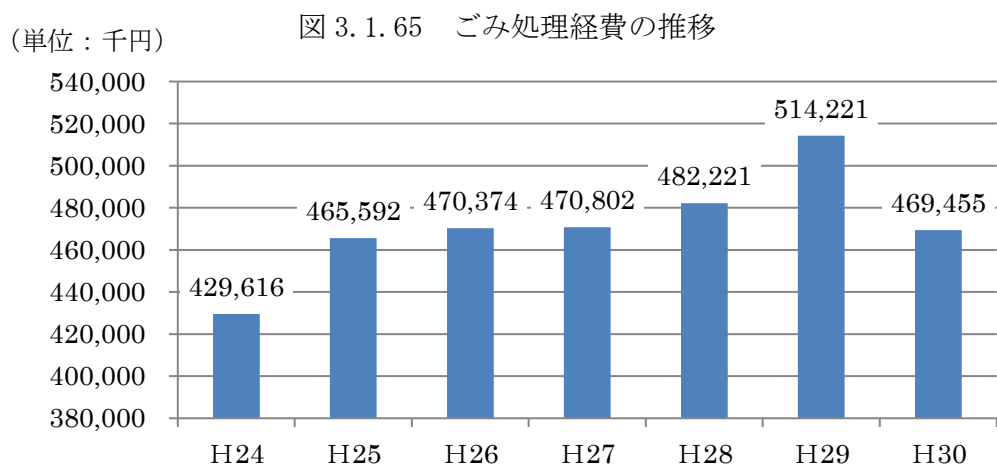
○平成 30 年度

項目	放射性物質	4/27	5/11	6/12	7/6	8/3	9/7	10/4	11/7	12/7	1/4	2/8	3/1
放流水	放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
地下水	放射性ヨウ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	放射性セシウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

注 不検出とは 地下水：1.0～2.0 ベクレル/kg 未満 放流水：10～20 ベクレル/kg 未満

7) ごみ処理に関する経費

阿見町のごみ処理経費は、4億円～5億円の間程度で推移しており、平成30年度は4億6,945万5千円となっております。図3.1.65にごみ処理経費の推移を、表3.1.66にごみ処理経費の内訳をそれぞれ示します。



資料：廃棄物対策課

表 3. 1. 66 ごみ処理経費の内訳 (単位：千円)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ごみ処理経費	①職員給与関係経費	5,071	9,312	10,023	11,606	10,205	10,775	11,083
	②清掃事務費	1,069	1,038	911	7,383	636	592	724
	③霞クリーンセンター運営費	208,517	208,897	225,221	224,749	237,393	238,550	226,448
	④霞クリーンセンター維持管理費	197,866	203,221	173,863	199,292	189,494	237,175	197,422
	⑤さくらクリーンセンター維持管理費	17,093	43,124	60,356	27,772	44,493	27,129	33,778

注 それぞれの項目は四捨五入をしているため、合計額とは一致しない。

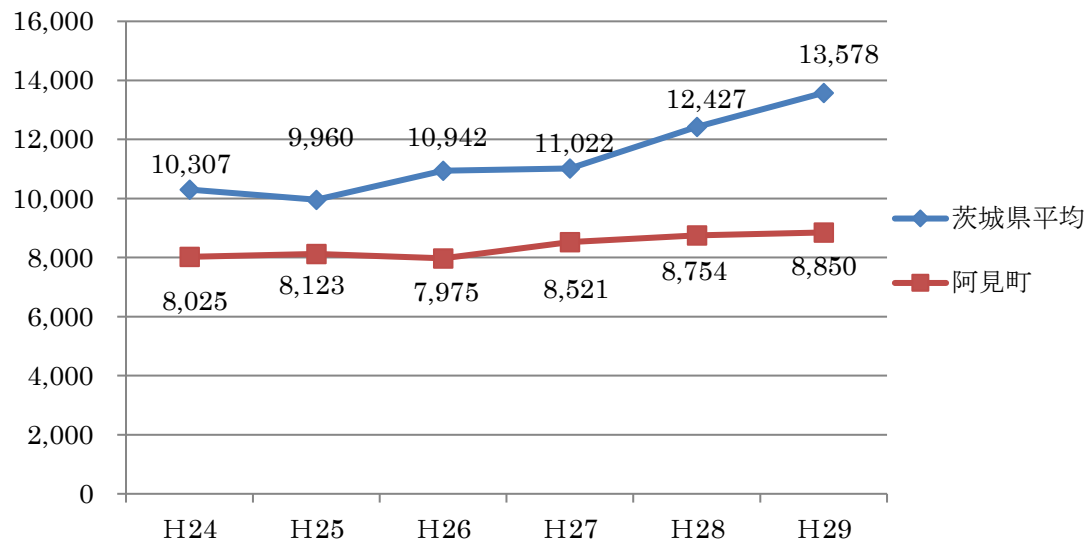
資料：廃棄物対策課

- ①職員給与関係費・・・給料、職員手当等
- ②清掃事務費・・・郵便料、電話料、コピー機借上料等
- ③霞クリーンセンター運営費・・・ごみ収集委託料、焼却炉運転委託料等
- ④霞クリーンセンター維持管理費・・・保守点検委託料、維持補修工事費等
- ⑤さくらクリーンセンター維持管理費・・・維持管理委託料、保守点検委託等

町民 1 人当たりのごみ処理単価は、8,000～9,000 円/人を推移しています。茨城県平均の 1 人当たりの単価と比較すると、阿見町が茨城県平均より下回っています。1 人当たりのごみ処理単価を図 3.1.67 に示します。

(単位：円)

図 3.1.67 1 人当たりのごみ処理単価



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

町のごみ処理経費は、霞クリーンセンターの稼働が 23 年経過し、施設の老朽化と各設備の処理能力の低下が見込まれることから、経費の増加が予想されます。

そのため、今後はごみ処理経費をさらに抑えるため、現在の施設をできるだけ長期に稼働させ、計画的に維持管理を行い、効率的な施設の運営を行う必要があります。

2. ごみ処理の課題

1) 前回計画の達成状況

(1) ごみの排出抑制・資源化

施 策	評 価	概 要
ごみの排出に関する広報・啓発活動	○	ホームページや広報での啓発活動の実施
集団資源回収活動の推進	○	子供会リサイクル環境教育事業補助金の交付
事業者のごみの減量化・資源化の指導	×	事業者に対し、具体的な指導の未実施
分別収集の見直し及びリサイクルの確立	○	ペットボトルのリサイクル開始（平成 13 年度）。 小型家電のリサイクル開始（平成 26 年度）
生ごみ処理容器等の自家処理の促進	○	生ごみ処理容器等購入費補助金の交付

(2) 収集運搬

施 策	評 価	概 要
ごみの排出に関する啓発活動	○	ごみの出し方一覧表（ごみ収集カレンダー）の全戸配布による啓発
収集運搬計画策定	×	未策定
作業員に対する収集作業の安全管理と事故防止教育	○	ステーション方式収集運搬委託による収集に対しての安全管理の確認、随時指導の実施
収集・運搬車両の適正管理	○	委託及び許可業者が使用する車両に対しての書類提出による車両の把握と適正化の指導
容器包装リサイクルの安全実施及び家電リサイクルの実施	○	ペットボトルのリサイクル（平成 13 年度） 小型家電のリサイクルの開始（平成 26 年度）

(3) 中間処理

施 策	評 価	概 要
各々のごみに対して適切な処理方法により資源化を図る	○	破砕選別によるごみの資源化の実施
安定したごみ処理が図れるよう処理体制の確立及び見直し	○	安定したごみの処理、資源化の取組に対する処理体制の整備
公害発生を抑制し周辺環境に配慮する	○	公害防止対策等に対する定期検査の実施
ごみ処理施設、資源化施設の点検整備計画を策定する	○	中期運営計画に基づいた施設の維持補修の実施
施設整備に際しての 余剰エネルギーの有効利用	—	大規模改修の未実施

(4) 最終処分

施 策	評 価	概 要
ごみの排出抑制・資源化促進により処分量の減量を図る	○	小型家電やペットボトルの資源化リサイクルによる処理量の減量
最終処分場の適正管理と延命化利用	○	公害防止対策等に対する定期検査実施

2) ごみ処理の課題

各項目における課題を以下にとりまとめました。

(1) 排出抑制・資源化

①町全体のごみ排出量について

本町の1人1日当たりのごみの排出量は、全国、茨城県の平均値を上回っているため、ごみの排出抑制・減量化に係る取り組みを強化し、より一層の減量化を進める努力が必要です。

②家庭系ごみについて

本町において排出されるごみの多くは家庭系ごみであるため、家庭系ごみの更なる減量化が必要です。

家庭系ごみの約8割は可燃ごみであるため、可燃ごみの減量に効果が大きいと考えられる「生ごみの減量化」と「ごみの分別徹底」等に重点を置く必要があります。

③事業系ごみについて

本町の事業系ごみは、家庭系ごみと比べて排出量が少なく、減少傾向で推移していますが、町全体のごみの減量化を推進するため、更なる対策が必要です。

事業系ごみは、業種や事業所の形態により、排出状況が大きく異なることが特徴であるため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、適切な減量施策などについて今後も引き続き検討し、事業系ごみの減量化・資源化に向けた取り組みが必要です。

④リサイクル率について

本町のリサイクル率は、増加傾向で推移していますが、今後は新聞や雑誌の販売部数の減少や電子書籍の普及による古紙そのものの減少等の影響で、重量ベースでの資源化量は減少していく可能性が考えられます。

そのため、新たなリサイクルへの取り組みや資源ごみのリサイクルのあり方についての検討が必要です。

⑤エコ・ショップ認定制度について

令和元年12月1日現在の町内エコ・ショップ認定店舗は、2店舗となっていますが、今後は、より多くの店舗での取り組みが必要になります。

そのため、エコ・ショップ認定制度を広報あみやホームページ等により広く周知するとともに、町民や事業者と連携し啓発活動を行う必要があります。

(2) 収集運搬

①効率的な収集運搬について

少子高齢化等の人口構造の変化により、急速な高齢化とそれに伴う要介護者の増加等が予想されます。そのため、作業効率の高いごみの収集運搬体制を構築・検討する必要があります。

②収集運搬の事故防止について

ごみ集積所は、歩道上や道路わきに設置しているものがあるため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払う必要があります。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、スプレー缶、ライター等の危険物の分別徹底と適正排出について、町民への意識啓発・指導等を継続する必要があります。

③ごみ集積所の適正管理について

ごみ集積所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守徹底に向けた広報・啓発の強化が必要です。

(3) 中間処理

①霞クリーンセンターの安全な運転管理について

車の行き交いが多い当施設での来所者や作業員の接触事故、機械操作における事故、分別作業時の事故等、霞クリーンセンターを運営する上で、事故等が発生しないよう安全運転に努める必要があります。

② 霞クリーンセンターの維持管理について

霞クリーンセンターは、平成9年度に稼働開始し23年が経過しましたが、ごみ処理を行う上で特に大きな問題は生じていません。

これまで施設の点検・維持補修を実施してきましたが、稼働年数の経過による施設の老朽化が進行し、各設備の処理能力の低下が予想されます。

そのため、今後、計画的に維持管理を行い、施設をできるだけ長期に稼働させ、施設の延命化を図りつつ、事業の効率化、環境配慮、資源化の推進、エネルギーの有効利用等を検討しながら、次期施設の整備について検討する必要があります。

③ ごみ処理広域化について

霞クリーンセンターは、稼働から23年が経過し、処理施設の老朽化が進んでいるため、将来にわたり安定的なごみ処理の確保が困難な状況にあります。そのため、よ

り高度かつ効率的なリサイクルや処理を行う施設を整備することや、施設数の減少に伴う広域的な環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減が可能となるごみ処理広域化に注目し、検討を行う必要があります。新たな処理施設の整備には、町民への十分な説明や広域化の検討には複数の市町村で連携して取り組む必要があることや、施設の整備には概ね10年の期間を要することから、周到に準備を進める必要があります。

④指定廃棄物について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年7月、8月、10月に発生した指定廃棄物については、国が示す保管基準に基づき、霞クリーンセンター内に新設した倉庫に厳重に保管しています。

今後についても、国・県の動向を見ながら、国が方針を決定するまでの間、慎重にかつ厳重に保管していく必要があります。また、国の方針が決定したら、速やかに対応する必要があります。

(4) 最終処分

①さくらクリーンセンターについて

本町の最終処分場（さくらクリーンセンター）は平成10年度に供用開始し、埋立地の残余容量が年々減少していくことから、埋立て量の削減、施設の延命化、環境配慮を図ることが必要です。

②次期最終処分場について

本町は当面の間、最終処分については確保されていますが、次期最終処分場については、民間委託や広域化を視野に入れながら検討する必要があります。

③最終処分量について

本町では、最終処分量はほぼ横ばいで推移しているため、ごみの減量化と資源化の推進により、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。

また、最終処分量の内訳をみると、焼却残渣、不燃残渣ともに横ばいであり、減少傾向を示していないため、ごみの処理・処分のあり方について検討が必要です。

(5) その他

①ごみ処理経費について

本町では、町民1人当たりのごみ処理単価は、茨城県平均より下回っていますが、今後電気料金や消費税の見直しによる経費の増加が予測されます。

また、霞クリーンセンターの処理施設は老朽化が進んでいるため、予期できない施設の故障等による維持管理費の増加も考えられるため、ごみ処理経費の節減に努める

必要があります。

このため、処理経費削減に向けたごみ発生・排出抑制の一層の推進に努めるとともに、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討する必要があります。

②在宅医療廃棄物について

高齢化社会の進展に伴い、町内においても、今後、在宅医療廃棄物の排出量の増加が予想されます。

町ではこれまで在宅医療廃棄物の処理を行っていましたが、安全に在宅医療廃棄物の処理を行っていくことが求められます。

そのためには、①在宅医療廃棄物の種類の把握、②性状の把握、③収集運搬及び処分方法、安全対策等の検討、④本計画への位置付け、⑤患者等への周知等について十分な検討が必要です。

また、在宅医療廃棄物に対する心理的抵抗を解消するため、医療機関等の関係機関と連携し正しい知識や情報を得て、町民に対して正しい情報を周知するとともに、関係者が不安なく作業を行えるよう配慮することが必要です。

その他として、在宅医療廃棄物を排出する人のプライバシー保護の観点から、プライバシー保護に配慮した仕組みやルールを構築することが必要です。

③不法投棄の防止について

町内外での大型商業施設の相次ぐ開業や、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジ（牛久阿見 IC、阿見東 IC の 2 箇所）が町内に設置されるなど、阿見町を含む県南地域はますます首都圏を含む周辺地域とのアクセスが容易になりましたが、利便性が向上した反面、廃棄物や建設残土の投棄及び通過交通の車両からのポイ捨てなど町外からのごみの持込みが懸念されます。

そうした不法投棄の防止に向けて、常時監視することは困難であるため、不法投棄防止看板の設置や監視カメラを設置し対策を行っております。

今後は、監視カメラのデータを分析し監視体制の強化・看板の設置等を行っていく必要があります。



第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

1) 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である阿見町第6次総合計画に掲げるまちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」及び阿見町環境基本計画の基本理念である「あみの自然と暮らしの共生・共存に向けて」を踏まえ、次のように定めます。

阿見町 一般廃棄物処理基本計画 基本理念

人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

2) 基本方針

基本理念に基づき、取組の柱となる基本方針を次の通りとします。

基本方針1：町民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進

循環型社会を形成するためには、町民・事業者・行政の協働が不可欠です。そのため、町民・事業者・行政がお互いに協力して減量化・資源化を推進します。また、限りある資源を大切にするため、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの発生段階、排出段階、処理段階で減量化・資源化を推進していきます。

基本方針2：適正管理の順守・施設の延命化及び将来計画の検討

ごみ処理については焼却施設である霞クリーンセンター、最終処分場となるさくらクリーンセンターを町独自で保有しているが、両施設とも老朽化が課題となっています。効率的な施設運営、適正な維持管理、中期運営計画に基づく補修とともに、町民による適切なごみの出し方が求められています。

霞クリーンセンターについては、稼働開始から23年が経過したことから、施設機能診断を実施し、広域化を視野に入れた今後の方向性を検討していきます。

2. 基本目標

阿見町第6次総合計画では、令和5年度の人口見通しを50,000人としております。今後、人口が増加することにより、ごみの総排出量も年々増加されることが予測されます。その推移と将来予測を表4.2.1及び図4.2.2に示します。

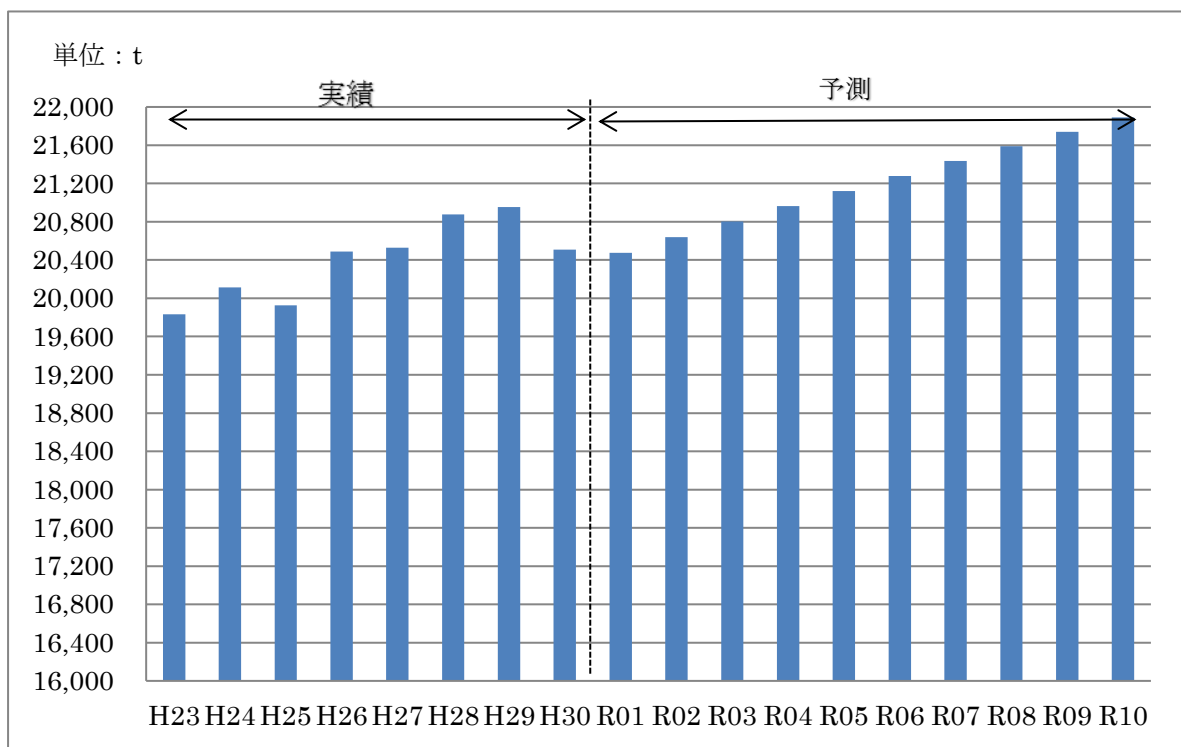
また、本計画では、国及び茨城県の一般廃棄物の減量化に係る目標を踏まえ、ごみの減量化・資源化に係る数値目標を定めます。基準年度は平成25年度とし、5年後の平成30年度、15年後の令和10年度について定めます。

表 4.2.1 ごみ総排出量の推移と予測

単位：t

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
排出量	19,833	20,155	19,927	20,489	20,530	20,875	20,952	20,509	20,474
年度	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
総排	20,639	20,802	20,963	21,122	21,279	21,435	21,588	21,739	21,889

図 4.2.2 ごみ総排出量の推移と予測



1) 数値目標

(1) 国・県の数値目標（参考指標）

①循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第10条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定）」では、最終処分場の削減などこれまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環にも着目した施策として「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組み強化」「有用金属の回収」「安心・安全の取組強化」「3R国際協力の推進」が掲げられています。

目標年次	令和2年度
一般廃棄物	平成12年度比に対して1人1日当りのごみの排出量を25%削減する
家庭系ごみ	平成12年度比に対して1人1日当りのごみの排出量を25%削減する
事業系ごみ	平成12年度比に対して事業系ごみの排出量を25%削減する

②廃棄物処理法に基づく国の基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年度環境省告示第34号）」が定められています。（平成28年1月21日一部変更）

国の基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

目標年次	令和2年度
一般廃棄物	平成24年度比に対して年間排出量を約12%削減する
再生利用率	約27%に増加させる
最終処分量	平成24年度比に対して約14%削減する

③茨城県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）

茨城県では、接続可能な循環型社会の形成に向けて、各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために、「第4次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。

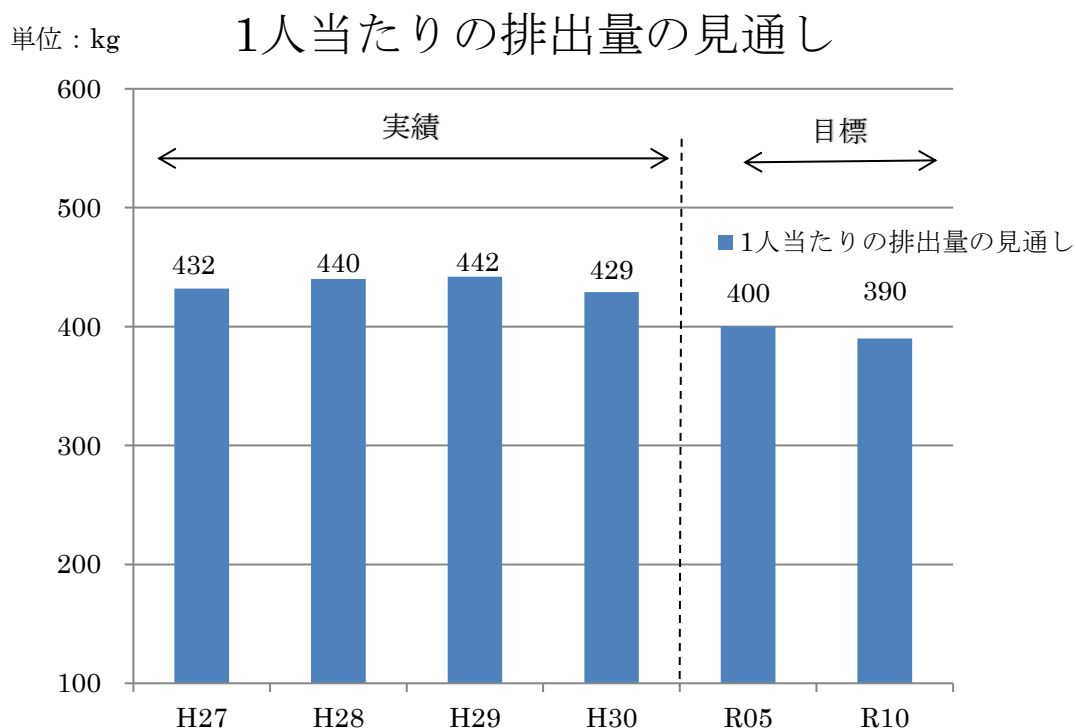
目標年次	令和2年度
一般廃棄物	平成24年度比に対して1人1日当りのごみの排出量を約8%削減する
再生利用率	平成24年度比に対して約6%増加させる
最終処分率	平成24年度比に対して約14%削減する

(2) 阿見町の数値目標

①1人1年当たりの排出量

今まで施策の継続、新たな施策の実施等により、平成30年度は429 kgに減少しましたが、目標を達成することができませんでした。令和10年度では390 kg以下に減量することを目指します。

平成30年度（目標）	平成30年度（実績）	令和10年度（目標）
410 kg以下	429 kg	390 kg以下



②リサイクル率

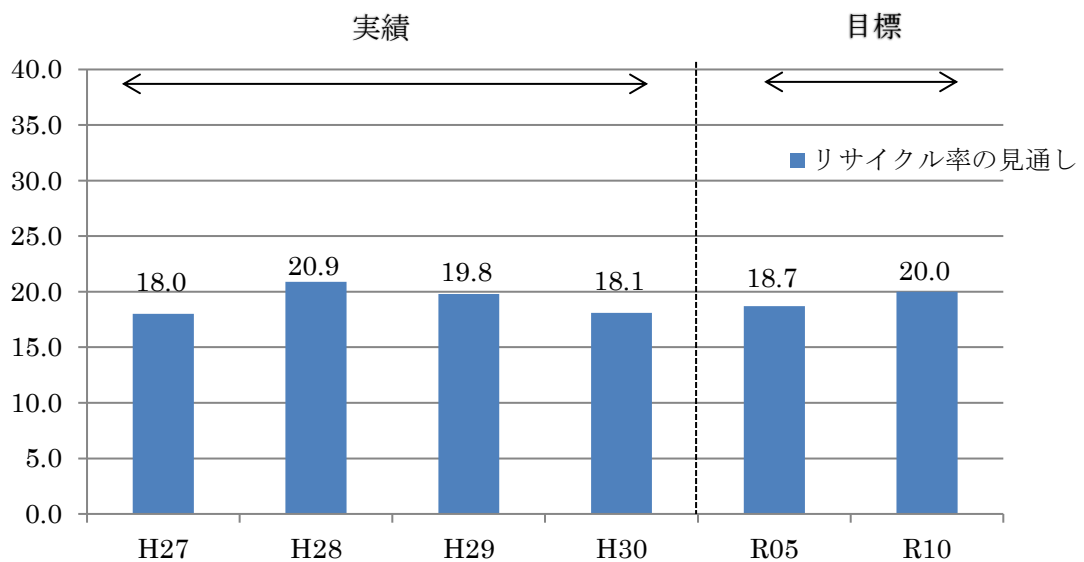
平成 30 年度は目標を達成することができました。今後も資源化を進めることにより、令和 10 年度では 20%以上にすることを目指します。

平成 30 年度（目標）	平成 30 年度（実績）	令和 10 年度（目標）
17%以上	18.1%	20%以上

注 リサイクル率（％）＝（直接資源化量＋再生利用量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

単位：％

リサイクル率の見通し



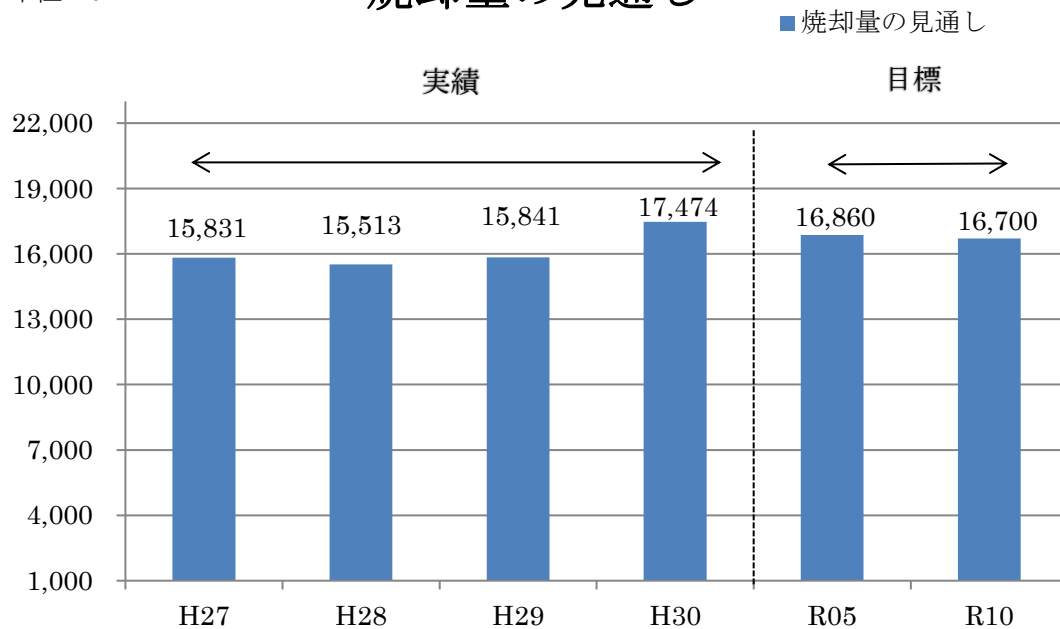
④ ごみ焼却量

平成 30 年度は目標を達成することができませんでした、令和 10 年度では 16,700 t 以下に減量することを目指します。

平成 30 年度（目標）	平成 30 年度（実績）	令和 10 年度（目標）
17,000 t 以下	17,474 t	16,700 t 以下

単位：t

焼却量の見通し



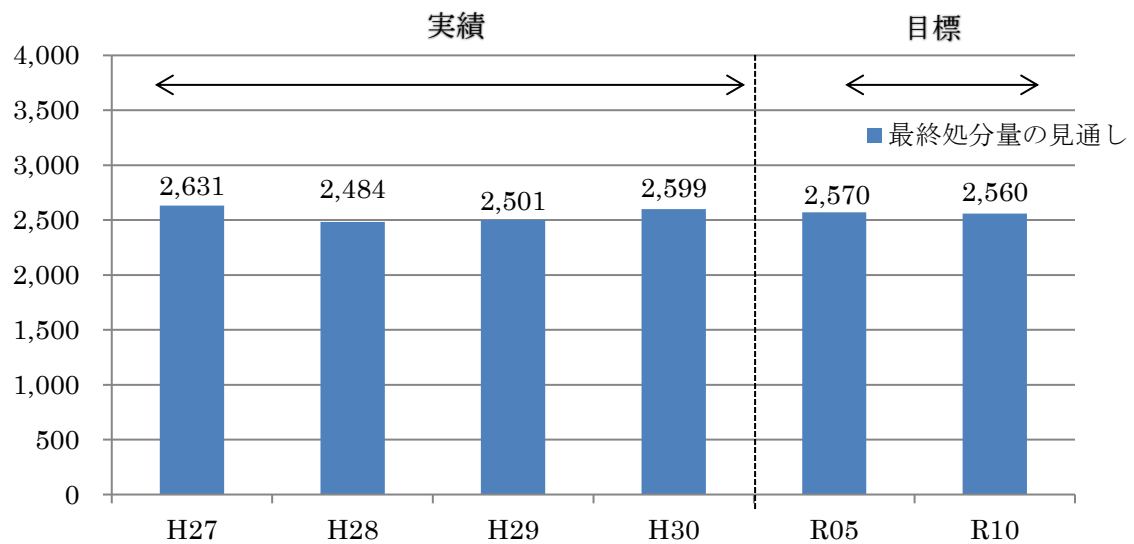
④最終処分量

平成30年度は目標を達成することができませんでしたが、令和10年度では2,560 t 以下に減量することを目指します。

平成30年度（目標）	平成30年度（実績）	令和10年度（目標）
2,580 t 以下	2,599 t	2,560 t 以下

単位：t

最終処分量の見通し



3. ごみの減量・資源化計画

一般家庭及び一般廃棄物を排出する事業者に対する、発生及び排出段階における資源化・排出抑制方策について、また、霞クリーンセンターにおける資源化について、次に示す基本方針のもと、取り組んでいきます。

ごみの減量・資源化計画の基本方針

①家庭系ごみの減量・資源化

町民に対して、ごみの出し方一覧表（ごみ収集カレンダー）に従って分別を徹底するよう周知を図ります。更には、ごみの出し方についての理解が深まるよう、ごみの出し方ハンドブックを作成するなどして、効果的な周知を行い、家庭系ごみの減量・資源化を図っていきます。

②事業系ごみの減量・資源化

事業系ごみについて、家庭系ごみと同様にごみの減量・資源化の状況を把握するとともに、ごみの減量化と適正処理を図るため、事業系ごみの出し方や資源化の仕組みを明確にして、事業者に促していきます。

③4 Rの推進

限りある資源を大切にするために4 R〔リフューズ（いらないものは断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再資源化する）〕を推進します。

④各リサイクル法に基づく適正処理及びリサイクルの推進

小型家電については、希少資源回収を目的に、最終処分量の削減にもつながることから、回収ボックス増設を検討するなど拡充に努めます。家電リサイクルについては、適正な処理ルートによる処理を促進し、住民に対する啓発活動にも努めます。容器包装リサイクルについては、あらたな分別品目を検討し拡充に努めるなど、各リサイクル法に適応した適正かつ効果的なリサイクルの構築を図っていきます。

⑤ごみ減量・資源化活動の推進

子ども会環境教育事業（廃品回収）は、物を大切にする心を育むことを目的としており、生ごみ処理容器は、生ごみを家庭で自家処理できる有効な手段であるため、今後も両事業を推進するとともに、補助金制度を継続します。また、レジ袋削減事業についても、今後も事業を継続し、マイバック等の使用を促すなど、普及促進に努めます。

4. 収集運搬の計画

資源化・減量化計画及び中間処理計画に対応したごみの収集運搬を効果的、経済的かつ環境衛生面に留意した計画として推進していくために、次に示す基本方針のもと、取り組んでいきます。

収集運搬計画の基本方針

①収集運搬の体制

家庭系ごみの収集運搬は民間業者への委託方式、事業系ごみの収集運搬は民間事業者への許可方式を原則とした現行体制を維持します。また、住民サービスの充実を図るため、適正な収集運搬体制を構築していくとともに、安全かつ効率的な収集運搬を行います。

②収集運搬のコスト削減

家庭系ごみの収集運搬については、環境負荷の軽減や処理コストの削減を踏まえた検証を行い、定期的にごみ集積所の現状を調査し、効率的かつ効果的な収集運搬を行います。

③指定袋の検討

ごみ排出者の利便性向上のために、とって付き指定袋を試験的に導入し、消費量等のニーズを調査研究するなどして、規格化の検討を進めます。

④ごみ処理手数料の見直し・検討

ごみの減量・リサイクルを促進し、受益と負担の適正化を図るため、今後の社会情勢や近隣自治体の状況を踏まえて、ごみ処理手数料の見直しを検討します。

⑤ごみ集積所の維持・管理

行政区及びごみ集積所の利用者は、自主的にごみ集積所の維持管理を行い、町は、必要に応じて維持管理についての指導を行うとともに、各行政区のごみ集積所設置に要する経費について補助金を交付し、ごみ集積所の設置を推進します。

5. 中間処理の計画

中間処理施設である霞クリーンセンターは、稼働開始後 23 年が経過していることから、建屋及び機器等施設の老朽化、また、近年ごみ質の変化によるごみの高質化により、焼却炉等への負担も増しつつあります。

このような状況の中で、適切な運転・維持・管理を行い、安全かつ効率的なごみ処理を継続するため、次に示す基本方針のもと取り組んでいきます。

中間処理の基本方針

①事業の効率化

処理コストの削減を踏まえた安全かつ効率的な施設運営のため、処理体制について必要に応じて検討します。

②環境配慮

施設運営にあたり環境負荷の低減・公害の発生抑制に努め、周辺環境に配慮します。

③資源化の推進

循環型社会構築のため、分別による資源回収量の増加や新たな分別品目の増加など、資源化の取り組みに伴い、処理施設及び処理体制を整備します。

④エネルギーの有効利用

ごみ焼却施設から発生する余熱を利用した場内の給湯への供給を継続するほか、必要に応じて省エネルギーを考慮したエネルギーの有効利用について検討します。

⑤処理施設延命化

霞クリーンセンターでは個別施設計画（長寿命化総合計画）に基づく点検・整備・維持補修を実施しており、施設延命に向けた適正な管理・運営を今後も継続します。

⑥広域化の検討

施設の老朽化による建替えが今後の検討課題となります。ごみ処理の広域化を視野に入れた、次期施設の整備について検討します。

6. 最終処分の計画

最終処分場であるさくらクリーンセンターは、供用開始から 22 年が経過しています。

埋立処分場施設については、埋立容量に限りがあり、令和 15 年度に埋立完了時期を迎えることが予測されることから、本計画で掲げた最終処分量の目標値に向けた取り組みによる延命利用により、さらなる長期的使用が望まれます。

また、浸出水処理施設についても、機器等施設の老朽化が進行する中で、適切な運転・維持・管理を行い、安心・安全な水処理の継続が望まれます。

このような状況にある中、次に示す基本方針のもと取り組んでいきます。

最終処分の基本方針

①埋立量の削減

ごみの減量化・資源化に関する取り組み、資源ごみ分別の徹底、中間処理施設における破碎・選別の徹底など、ごみの減量化・資源化による埋立量の削減を図ります。

②最終処分場の延命化

埋立処分場施設では、ごみの排出抑制・資源化の推進により施設の延命化を図ります。浸出水処理施設については、施設延命に向けた点検・整備・維持補修を実施しており、今後も適正な管理・運営を継続します。

③環境配慮

施設運営にあたり環境負荷の低減やコストの削減を踏まえ、環境に悪影響を及ぼすことのない安全かつ安定的な処分を行い、周辺環境の配慮に努めます。

④次期最終処分場の検討

当面の間の最終処分については確保されていますが、一般的に新たな最終処分場の建設が困難になっていることから、民間委託や広域化を視野に入れた新たな最終処分の方策について検討します。

7. その他の事項

第4章第1節から第6節に掲げた基本理念、基本方針、基本目標及び基本計画のほか、住民及び事業者との係わり、災害廃棄物、在宅医療廃棄物、廃棄物の不法投棄及び不適正処理、動物の死体、霞クリーンセンターにて受入できない廃棄物への各対応や、重点施策である広域化の検討、4Rの推進について、以下のとおり取り組みます。

1) 住民・事業者への広報・啓発活動及び住民・事業者との連携

住民及び事業者に対し、ごみの排出抑制、ごみの分別、ごみのリサイクル等ごみに関する情報について、「広報あみ」、ホームページ、回覧等を通じて周知するなど積極的な啓発活動に努めます。また、阿見町内の全小学校を対象とした、霞クリーンセンターの施設見学会の実施を継続するなど、環境教育に取り組みます。

住民・事業者との連携については、町内クリーン作戦等の環境美化運動、地域ボランティアによる環境美化活動、広報紙等による啓発活動等を推進し、住民・事業者・行政が一体となった活動の定着を図ります。また、各地域レベルでのごみの排出抑制、ごみの分別の徹底・ごみのリサイクル等ごみに関する取組みや環境美化の推進については、環境美化推進員の活用を図ります。

2) 災害廃棄物等の対応

災害発生時には、関係法令や国が示す指針等及び「阿見町地域防災計画」・「阿見町災害廃棄物処理計画」に示す基本指針に基づき、迅速かつ的確な災害廃棄物の処理・処分に努めます。

また、被害が甚大な場合等、本町単独での対応が困難な場合においては、茨城県、近隣市町村、民間事業者、関係機関等に協力を求め、円滑かつ安定的な処理・処分の維持に努めます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射能物質を含む指定廃棄物については、国が定める茨城県における指定廃棄物の処理方法が決定するまでの間、慎重かつ厳重な管理体制のもと、霞クリーンセンター内での保管を継続します。

3) 不法投棄・不適正処理への対応

環境保全監視員等による、不法投棄及び野焼き等のごみの不適正処理に対する監視・指導体制の強化にあたっていますが、今後も継続するとともに、不法投棄パトロール員・環境美化推進員・町職員による定期的な監視体制の整備を推進し、茨城県や警察等の関係機関とも連携することで、より一層監視・指導体制の充実を図ります。

特に、不法残土事案及び廃棄物の不法投棄が多い場所、また、それら事案が懸念される場所においては、不法投棄監視カメラ及び不法投棄抑止看板を設置していきます。

4) 在宅医療廃棄物

町では、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を踏まえ、安全な在宅医療廃棄物の処理に取り組むため、以下の方針のもと、取り組んでいきます。

(1) ごみの種類

注射針・注射器・注射筒、自己血糖測定針等、注射器栄養剤パック、チューブ類、カテーテル、栄養剤注入器、脱脂綿・ガーゼ類、ペン型自己注射カートリッジ、CAPD バッグ・点滴バッグ・ボトル類、ストーマ袋・導尿バッグ、紙おむつ 等

(2) ごみの出し方

- ・注射針等の鋭利なものについては、医療機関等に引き取ってもらうこと。
- ・その他の在宅医療廃棄物で可燃性のものについては、飛散することや排出者のプライバシーの観点から、内袋や新聞紙等でしっかりと梱包したうえで、町指定袋（燃えるごみの袋）へ入れ、ごみ集積所へ収集日に出すこと。
- ・その他の事項は、ごみの出し方一覧表（ごみ出しカレンダー）に従うこと。
- ・紙おむつ等の汚物はトイレに流してからごみとして出すこと。

(3) 周知方法

- ・広報紙やホームページに加え、毎年度作成している「ごみの出し方一覧表（ごみ出しカレンダー）」への記載や「ごみの出し方ハンドブック」の作成を検討するほか、医療機関及び薬局等に周知協力依頼するなど、正しい知識や情報の啓発を進めていきます。
- ・また、在宅医療を受けている人の多くが高齢者であると予想されるため、図やイラストを取り入れる等して、理解しやすい啓発を行います。

5) 動物の死体処理について

動物の死体については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により業種指定されている事業活動に伴う動物の死体を除き、一般廃棄物として位置づけされており、道路上等の公共用地の動物死体については、町職員又は委託業者が処理します。

道路上の動物死体については、交通事故等の危険性が伴うため、速やかな回収が求められることから、不法投棄パトロール員により、ごみの不法投棄監視と併せて定期的な見回りを今後も継続していきます。また、町職員及び不法投棄パトロール員では、動物死体の発見に限界があることから、住民と連携することにより発見・連絡体制の充実を図ります。ペット等の死体の処理については、飼い主が直接霞クリーンセンターへ搬入するかペット霊園等に依頼するなどして、自らの責任で行うことを原則としています。

- 注 1 一般ごみと一緒に焼却処理しますので、遺骨の引取りはできません。
2 庭等に埋める場合は、隣地境界から離れ、なるべく深く埋めること。

6) 適正処理困難物の対応

適正処理困難物は、大きすぎて運搬や破碎がしにくいものや、処分の過程で引火や感染、有害物質の発生などの危険を伴う廃棄物を指しており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定められています。

このことから国では、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目を指定しており、一般廃棄物の処理は原則として市町村が行うことになっていますが、市町村がもつ技術や設備では適正に処理を行うことが困難な場合が多いことから、町においては、以下のような廃棄物について、ごみ処理施設（霞クリーンセンター）での受入はしておらず、排出者自らが専門の処理業者、販売業者、メーカー等へ処理を依頼するよう啓発しており、適正な処理・処分を行うよう指導しています。

(1) ごみ処理施設で受入できない廃棄物

霞クリーンセンターで原則受入できない廃棄物として次のようなものがあげられます。

タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、耐火金庫、消火器、車・オートバイ（原付含む）及びその部品、浄化槽、農薬類、食用油以外の廃油類、火薬類、化学薬品、自動車、浴槽、ピアノ、便器、井戸用ポンプ、農機具類、建築廃材（建築物または工作物の撤去に伴い生じたもの）、丸太、瓦、コンクリートブロック、レンガ、土砂、残灰、家電リサイクル法に係わる家電製品、感染性医療廃棄物、PCB 使用部品、事業活動に伴って排出された産業廃棄物 など

受入できない廃棄物に対し、町では、排出者が自ら専門の処理業者、販売業者、メーカー等へ処理を依頼するよう啓発していきます。

(2) 感染性医療廃棄物の対処

一般廃棄物における感染性廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において特別管理一般廃棄物に指定され、判断基準や処理方法等が設けられており、指導内容や管理体制についても強化されています。感染性一般廃棄物については、医療機関自らが特別管理産業廃棄物処理業者や特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託することとしていますが、今後も処理・処分を適正に行うよう指導します。

(3) PCB使用部品の処理

PCB使用製品は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により特別管理一般廃棄物

に指定され、処理基準等が設けられています。したがって、町では、今後もPCB使用製品の点検及び除去はメーカーに依頼するよう啓発していきます。

7) ごみ処理広域化の検討

他市町村との連携等による広域的なごみの処理においては、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化によるダイオキシン類の排出抑制、効率的な熱回収及び高効率発電が可能となるばかりでなく、小規模処理施設を個別に整備するよりも施設集約化により全体の整備費用が安くなることから、国でも広域的なごみ処理を推進しています。

町でも、中間処理施設である霞クリーンセンターが稼働開始後 23 年を経過し、建屋及び機器等施設の老朽化が進行していることから、広域化を視野に入れた次期施設の整備について検討を開始します。

広域化を含めた次期施設の整備を検討するうえで、今後の維持管理費、機器等の寿命、最終処分場であるさくらクリーンセンターの稼働状況、近隣市町村の動向等を考慮し、本町にとって最善の方策を検討します。

8) 4 R の推進

本町のリサイクル率は 19.8%と茨城県平均の 22.8%を下回っている現状にあります（平成 29 年度一般廃棄物処理実態調査結果より数値を抜粋）。この現状を改善するために、町ではリサイクル率向上に向けた取り組みを推進します。

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）では、小型家電に含まれるレアメタル・金・銅などの希少資源のリサイクル及び使用済小型家電の効率的な回収による適正処理を目的としています。これに伴い町では、平成 26 年 1 月 10 日より平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（第二次市町村提案型）にて試験的に小型家電のリサイクルを開始し、平成 26 年度から本格的に実施しています。特に小型家電リサイクルの回収品目については、小型家電全品目を取り扱う自治体が少ない中、全品目を取り扱うなど、その資源化に努めてきました。今後さらに小型家電リサイクルの拡充を図り、その他各リサイクル法に基づくごみの資源化についても資源化率向上に向けた方策を検討します。

また、ごみのリサイクルに限らず、町では、限りある資源を大切にするために 4 R〔リフューズ（いらないものは断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再資源化する）〕を推進します。4 Rを推進するうえで、町だけではなく、ごみの排出者である住民や事業者による協力が必要不可欠であることから、住民及び事業者に対しての積極的な啓発活動による意識の高揚を図ります。人と自然が共存できるきれいなまちづくりを実現するためには、より一層の 4 R の推進が重要であ

るといえます。

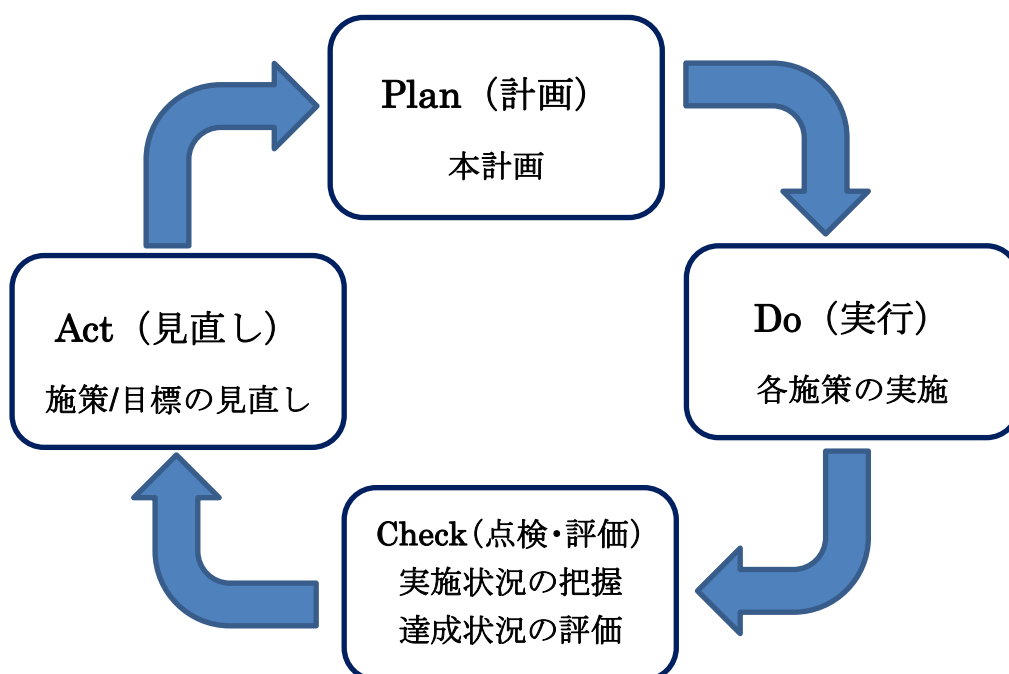
8. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、町だけではなく事業者や町民が一体となって、それぞれの役割のもと主体的な取組みを協力して進めていくことが重要です。

計画の適正な進行管理については、個々の計画が効率的かつ効果的な成果になるように、施策の評価結果などを整理し、年度ごとに着実な進行管理を行います。

1) 進行管理の手法

計画に掲げる施策を着実に実施するためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的に把握・確認し、施策の改善を行うことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。



2) 評価の方法

(1) 一般廃棄物処理実施計画における各年度の評価

毎年策定する一般廃棄物処理実施計画において、当該年度の実績を整理するとともに、本計画に掲げた施策や数値目標等を比較検討し、本計画の進行状況の把握を行います。

(2) 数値目標達成の評価

本計画では、平成 30 年度を中間目標年として各項目の数値目標を定めています。この目標値の達成状況から本計画の進捗状況の確認を行い、その結果をもとに目標値や施策の見直しを行います。

(3) 本計画の見直し

計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合や新たな環境問題が発生した場合には、本計画の見直しを随時行うものとします。

3) 関係機関との連携

本計画の達成のためには、町民及び事業者と町の協働に加え、町だけでは処理しきれない問題について、関係機関と連携していくことが重要です。

そのため、町が加入している龍ヶ崎地方衛生組合や茨城県清掃協議会とこれまで以上に連携していくほか、近隣市町村や茨城県との連携の強化を図っていきます。

阿見町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【令和 2 年（2020 年）3 月】

発行／茨城県稲敷郡阿見町

編集／阿見町役場町民生活部廃棄物対策課

〒300-0314 茨城県稲敷郡阿見町追原 2731 番地の 2

TEL : 029-889-0281 / FAX : 029-889-2784

※この印刷物は、再生紙を使用しています。